

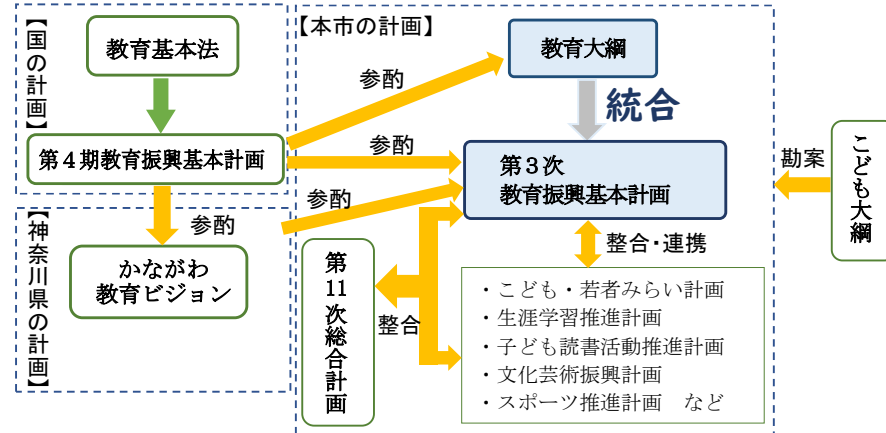
第3次厚木市教育振興基本計画概要

1 計画の概要

(1) 計画の位置付け

教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市の実情に応じた教育の振興のための施策に関して定める計画です。

なお、第3次教育振興基本計画は、厚木市教育大綱を統合し、運用を図ることとしています。



(2) 計画の構成と期間

計画期間を通して目指す本市の教育の在り方を示す「基本理念」と、社会状況の変化に応じて対応が必要となる「基本方針」、「施策」、「実施計画」からなる計画とします。



2 策定の背景

社会の動向

- ・少子化が進行し、児童・生徒数が減少しています。
- ・ICTやAIなど、新しい技術が生活や学びに広がっています。
- ・共働き家庭の増加や地域のつながりの変化が見られます。
- ・人生100年時代が到来し、あらゆる世代が生涯にわたり学び続けることができる環境整備が重要になっています。
- ・多様な背景を持つ人々と共に生き、誰一人取り残さない社会の実現が求められています。

国・県計画との整合

国の「第4期教育振興基本計画」及び神奈川県教育委員会の「かながわ教育ビジョン」と足並みをそろえつつ、本市の実情に即した教育施策を展開します。

教育大綱ってなに？

市長が策定する教育の基本的な方針です。本市では、「第3次厚木市教育振興基本計画」の基本理念と基本方針をもって教育大綱とします。

3 本市が目指す教育施策の方向性

(1) 基本理念

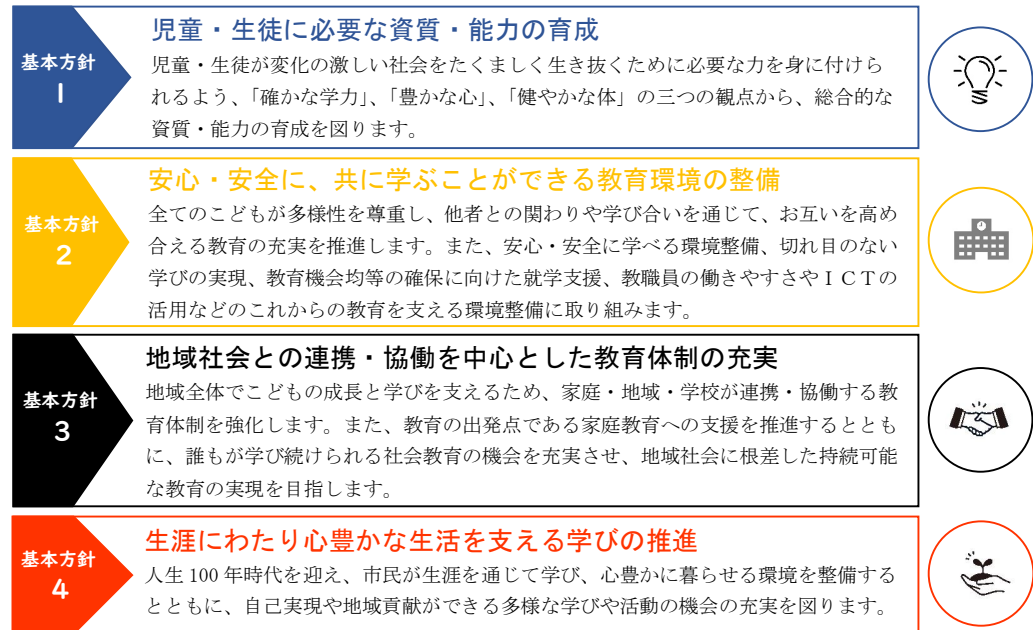
未来を創る人づくり

2040（令和22）年には我が国の労働力を始めとした社会構造が大きく変化する時代を迎えます。そうした不透明で複雑な社会を生き抜くためには、自ら未来を切り開いていく「挑む力」、多様性を認め合い、協働して課題を解決に導く「つながる力」、そして、新たな価値とより良い社会を創り出す「築く力」を身に付けた人材が求められます。

こうした力を育むため、ライフステージに応じた教育施策の充実と併せて、切れ目のない子育て施策を始めとする市の様々な政策を一体的に進め、ウェルビーイングを実感しながら、誰もが、いつでも、いつまでも安心して思うとおりに学び、成長できる環境を整備することで、厚木の未来を創り出す人材の育成を目指します。

(2) 施策の展開

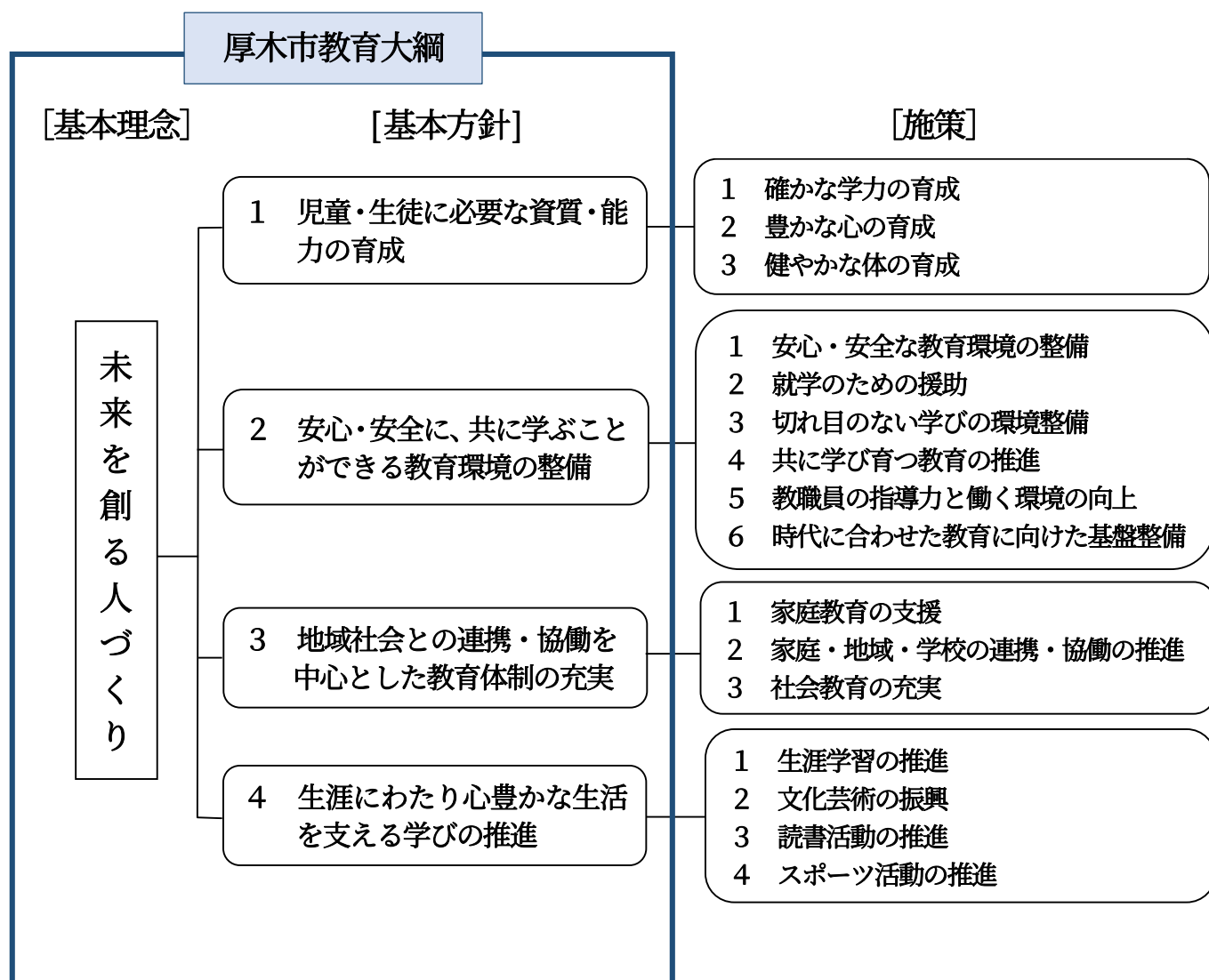
基本理念を実現するため、四つの基本方針を定め、具体的な施策を進めていきます。



4 計画の推進

- ・指標を設定し、PDCAサイクルに基づき進行管理を行います。
- ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づき、毎年度、取組状況の点検・評価を実施し、進行管理に活用します。
- ・基本方針ごとに持続可能な開発目標（SDGs）との関連を示し、教育施策と持続可能な社会の実現を一体的に推進します。
- ・計画の推進に当たり、附属機関である厚木市教育振興基本計画審議会から点検・評価に係る意見や助言をいただくとともに、庁内組織である厚木市教育振興基本計画庁内推進委員会において関係部局が横断的に連携し取組を進めます。

第3次厚木市教育振興基本計画構成図



第 3 次厚木市教育振興基本計画

令和 8（2026）年 3 月 厚木市

厚木市では、こども・若者みらい計画（令和 7（2025）年度～令和 11（2029）年度）を策定しており、「こども・若者」を、「大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者」と示していますが、本計画における「こども」は、幼児期から中学校段階まで（読書活動の推進における「こども」は 0～18 歳）を示します。

なお、本計画における「児童」、「生徒」は、学校教育法における区分に基づき、小学校段階のこどもを「児童」、中学校段階のこどもを「生徒」として表記しています。

目 次

第 1 章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の構成と期間	2
第 2 章 策定の背景	3
1 本市の教育を取り巻く現状	3
2 第 3 次厚木市教育振興基本計画策定に向けた課題	11
第 3 章 本市が目指す教育施策の方向性	14
1 基本理念	14
2 施策の展開	15
3 計画構成図	23
4 基本理念の実現に向けた成果指標	24
5 基本方針と持続可能な開発目標（SDGs）との関連	25
第 4 章 計画の推進	26
1 計画の進行管理	26
2 推進体制	26
資料編	
1 本市の教育を取り巻く現状	27
2 児童・生徒アンケート調査結果	36
3 検討組織	40
4 策定の経過	44
5 用語説明	47

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、平成 21（2009）年度に「未来を担う人づくり」を基本理念とする厚木市教育振興基本計画※を策定し、その後、令和 3（2021）年度から令和 14（2032）年度までの 12 年間を計画期間とする第 2 次厚木市教育振興基本計画（以下「第 2 次計画」という。）に基づき、様々な事業を推進しているところです。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした生活様式の変化や少子化の加速、デジタル化の急速な進展など、第 2 次計画策定時から教育を取り巻く環境は大きく変化しています。また、人生 100 年時代の到来や超スマート社会（Society5.0）※の実現に向けた技術革新の進展など、社会全体が大きな変革期を迎えています。こうした変化に対応し、誰もが幸せを実感できる社会を築いていくためには、夢や希望に挑戦し、多様性を尊重しながら協働して社会を創り出す力が、これまで以上に求められており、教育の果たす役割は一層重要性を増しています。

教育基本法※は、教育の目的を「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と定めています。また、令和 5（2023）年度を始期とする国の第 4 期教育振興基本計画※では、2040（令和 22）年以降の社会を見据えた「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイング※の向上」の二つをコンセプトに掲げ、社会の構成員の一員として主体的に未来を築いていく視点の重要性が示されています。

こうした背景を踏まえ、令和 8（2026）年度を始期とする第 11 次厚木市総合計画※や関連計画と整合を図るとともに、将来を見据えた教育の方向性を示すものとして、第 3 次厚木市教育振興基本計画（以下「第 3 次計画」という。）を策定します。

また、本市では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律※」に基づき、教育施策全般の根幹となる目標や方針を「厚木市教育大綱※」として定めています。

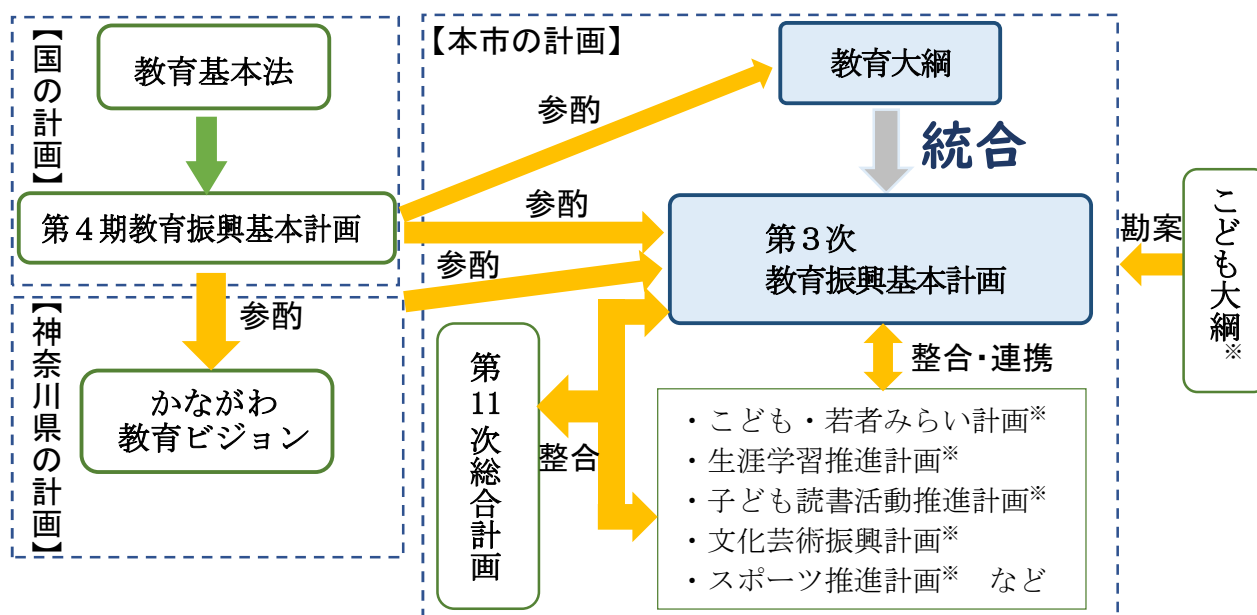
第 3 次計画については、厚木市教育大綱で定める目標や方針に基づき、教育施策全般が計画的に展開されていることを明確にするため、厚木市教育大綱を統合し、将来の予測が困難な時代をたくましく生き抜く人材の育成を図るとともに、「子育て・教育で選ばれるまち」の実現に向けた取組をより強力に推進する本市の教育行政における共通の指針とします。

2 計画の位置付け

第3次計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の第4期教育振興基本計画を参酌し、本市の実情に応じた教育の振興のための施策に関して定める計画です。

国の第4期教育振興基本計画及び神奈川県のかながわ教育ビジョン※を参酌するとともに、市総合計画及び関連計画と整合を図り策定しました。

なお、第3次計画は、厚木市教育大綱を統合し、運用を図ることとしています。

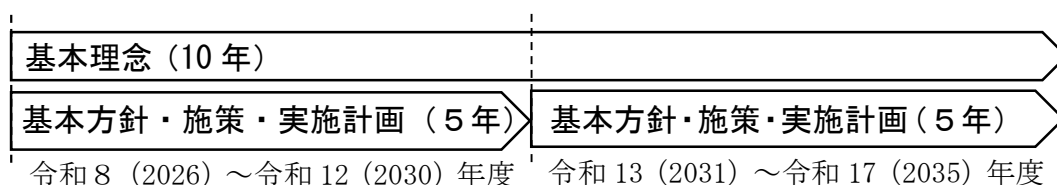


3 計画の構成と期間

計画期間を通して本市の教育の在り方を示す「基本理念」と、社会状況の変化に応じて対応が必要となる「基本方針」、「施策」、「実施計画」からなる計画とします。

計画期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とします。

なお、「基本方針」、「施策」、「実施計画」については、社会状況の変化や市総合計画アクションプランの計画期間を踏まえ、5年ごとに見直しを行います。



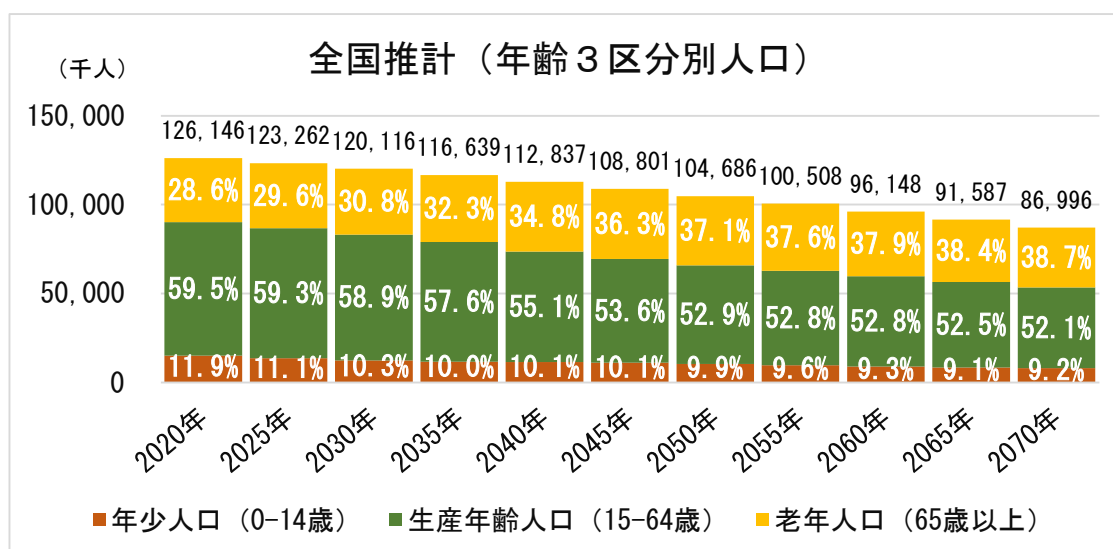
第2章 策定の背景

1 本市の教育を取り巻く現状

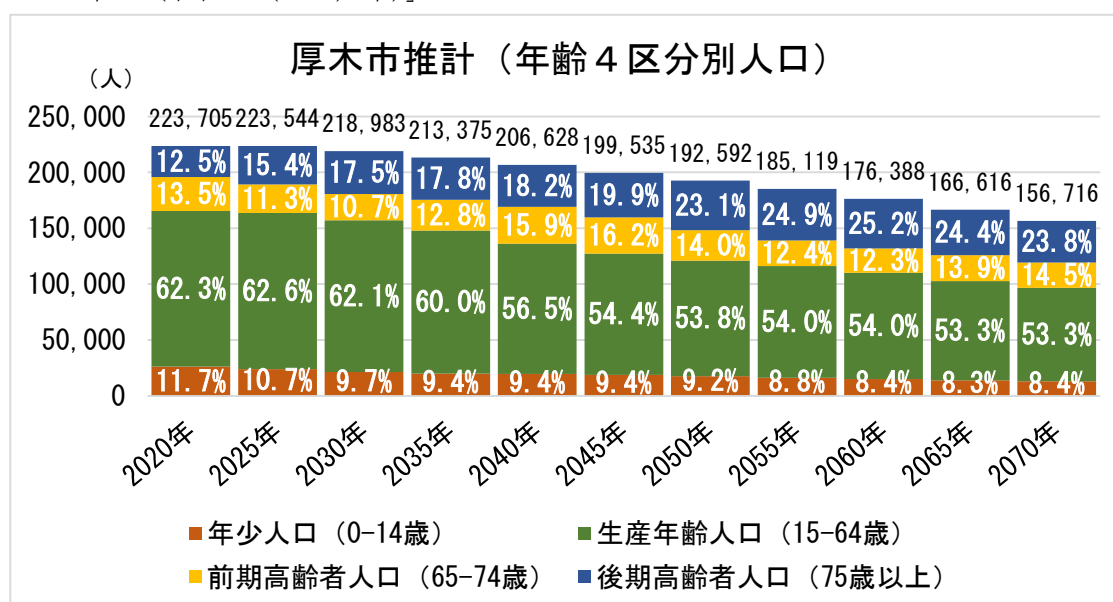
(1) 人口の動向

ア 将来人口推計

全国の総人口の減少が見込まれる中、本市の人口も今後減少することが見込まれています。また、年少人口（0～14歳）の割合についても全国、本市いずれも減少することが見込まれており、今後、本格的な人口減少と少子高齢化の一層の進展が見込まれます。



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口－令和3（2021）～52（2070）年－（令和5（2023）年）」



出典：厚木市「厚木市人口ビジョン（令和7（2025）年）」

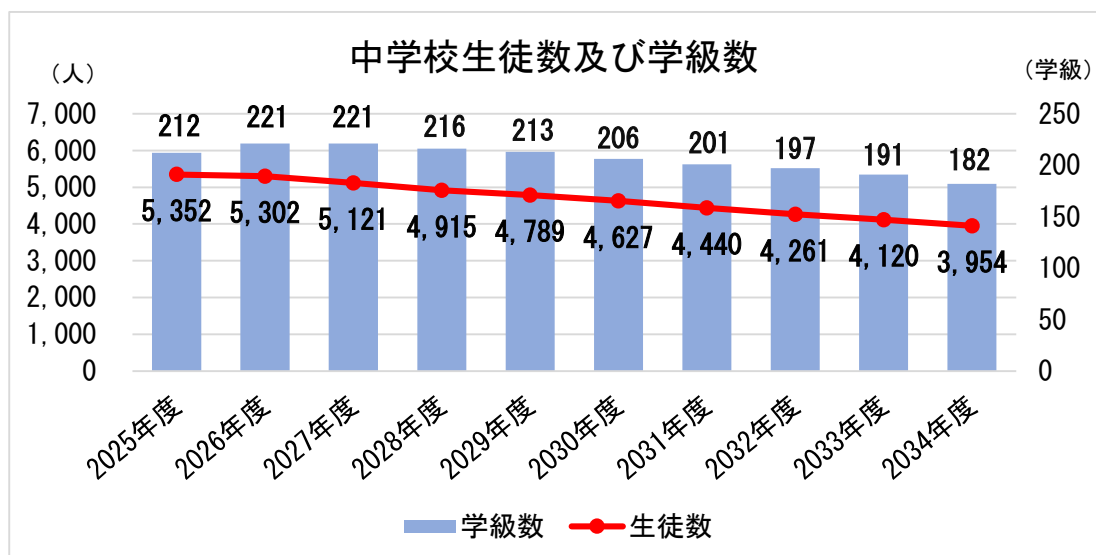
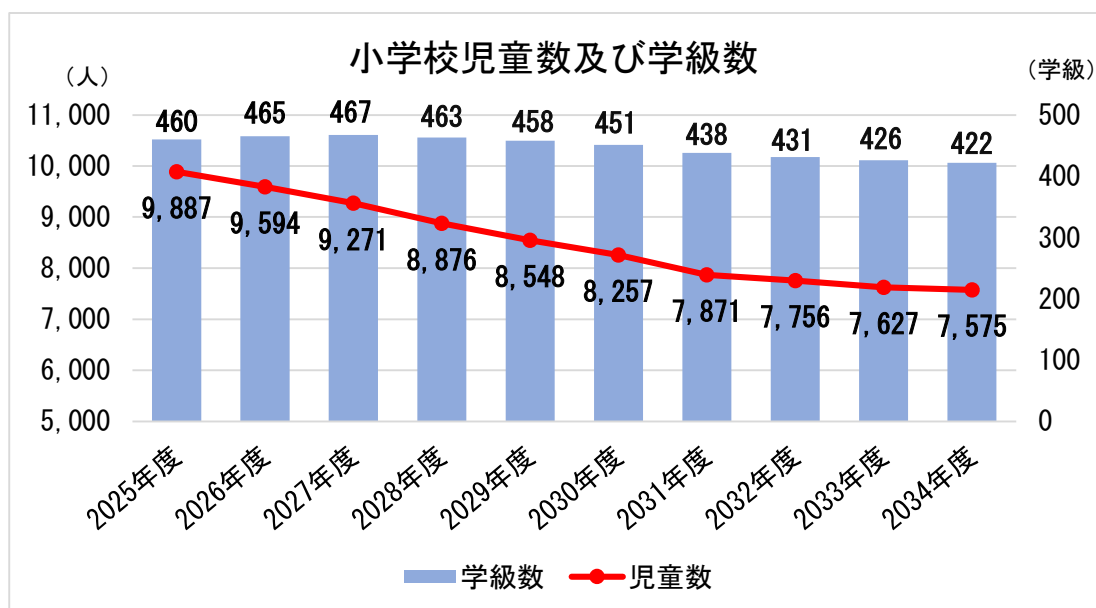
(2) 学校教育※環境の変化

ア 児童・生徒数及び学級数の将来推計

近年、児童・生徒数はいずれも減少傾向にあり、文部科学省による令和6（2024）年度学校基本調査※では、過去最少となりました。

本市の児童・生徒数も減少傾向となり、今後も引き続き減少することが見込まれます。

一方で、学級数については少人数学級※の導入などにより、児童・生徒数の推移と必ずしも連動するものではありません。



出典：厚木市教育委員会「児童・生徒数及び学級数将来推計（令和7（2025）年5月1日児童・生徒数に基づく）」

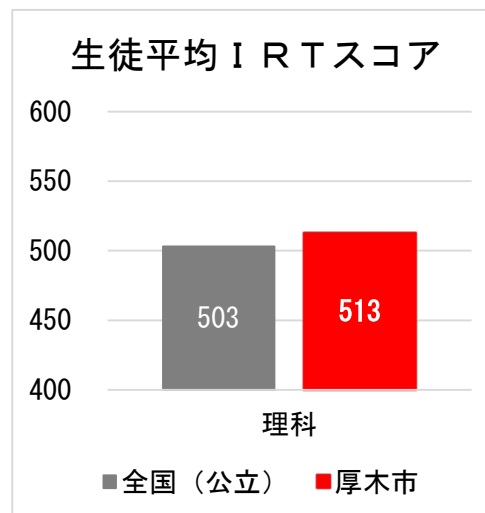
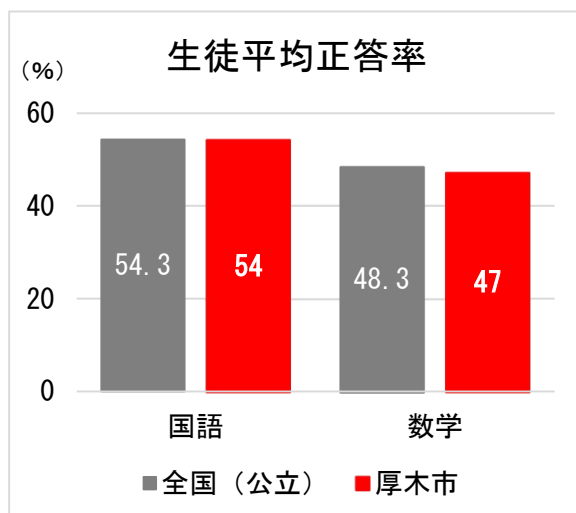
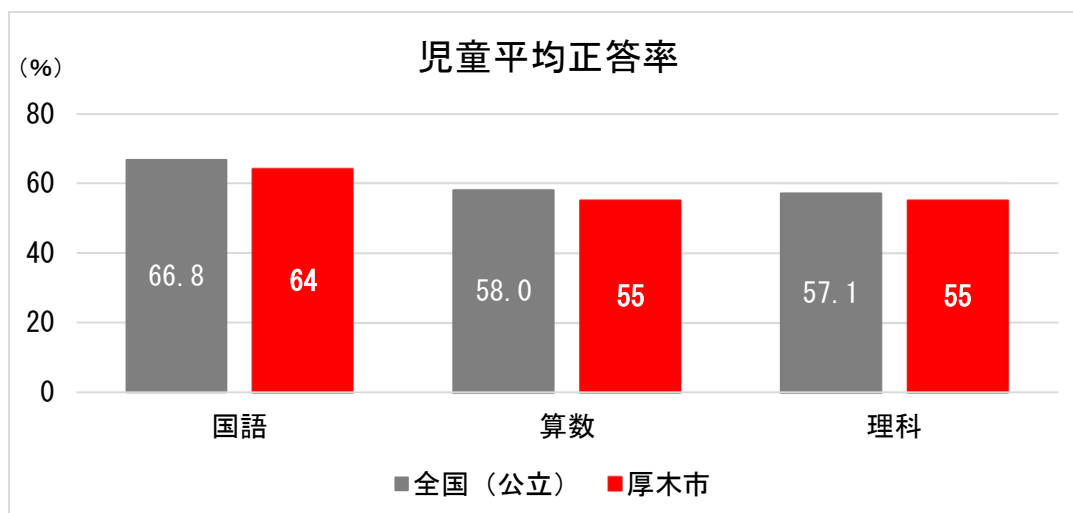
(3) 児童・生徒の学びと体力の変化

ア 全国学力・学習状況調査※

(7) 教科（国語、算数・数学、理科）に関する調査結果

本市の児童・生徒の平均正答率及び生徒の平均 I R T※スコア（理科のみ）を見ると、全ての教科において、全国（公立）の平均値と大きな差は見られません。

注）全国（公立）の平均正答率は小数点第 1 位まで、市の平均正答率は小数点以下を四捨五入した結果を公表



出典：厚木市教育委員会「令和 7 年度全国学力・学習状況調査に係る厚木市立小・中学校の調査結果について（令和 7（2025）年）」

(イ) 児童・生徒質問調査の結果

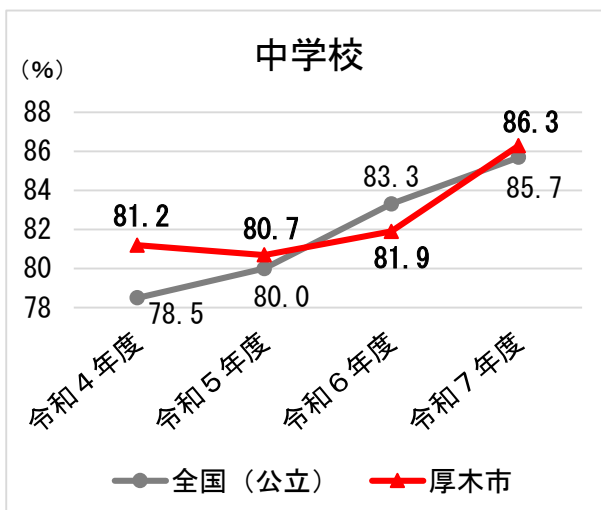
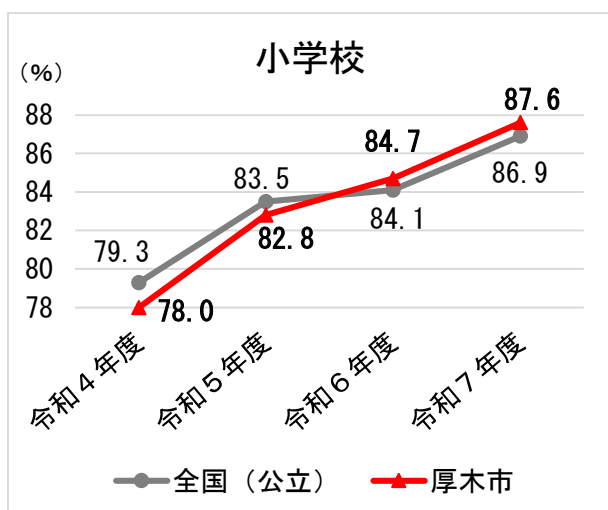
「自分によいところがあると思う」、「普段の生活の中で幸せな気持ちになることがある」といった項目に前向きな傾向がみられ、心の健康やウェルビーイングに関する意識の広がりが見えます。

I C T※を活用した学習状況では、「楽しみながら学習を進めることができる」、「友達と協力しながら学習を進めることができる」といった前向きな回答が多く、学びの可能性が拡大しています。

また、「地域や社会をよくするために何かしてみたい」との意欲も示されており、児童・生徒が社会の一員として主体的に関わろうとする姿勢が現れています。

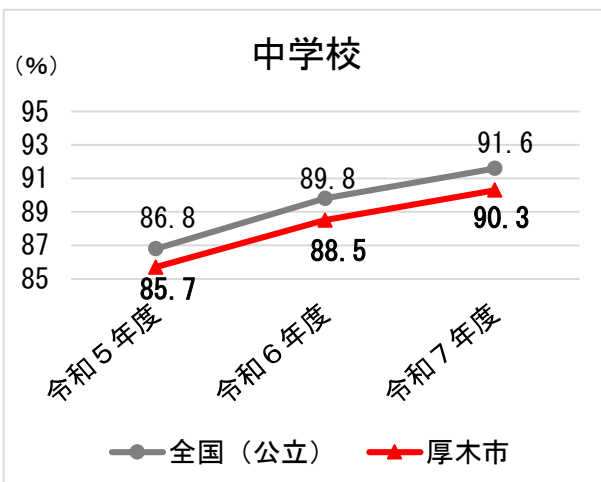
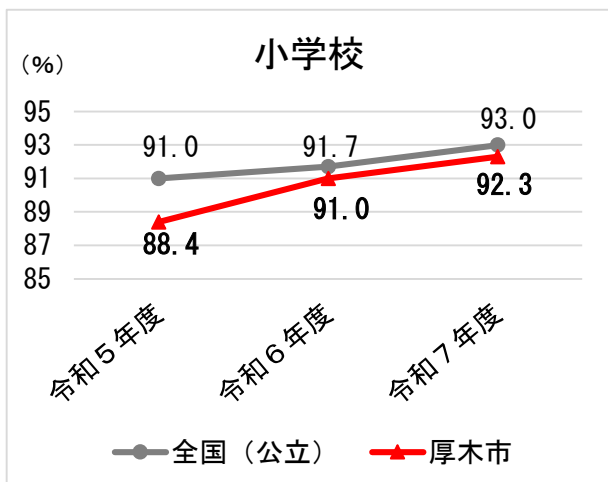
質問

「自分にはよいところがあると思う」（当てはまる・どちらかといえば、当てはまる）



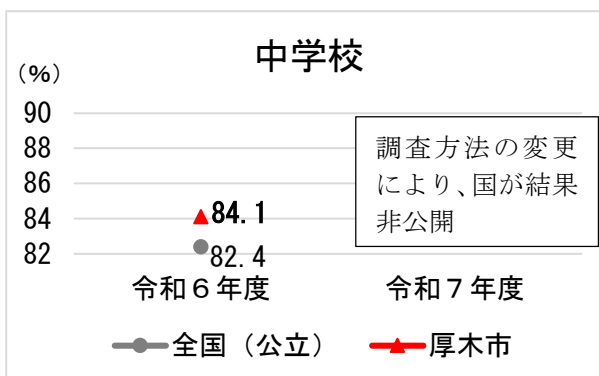
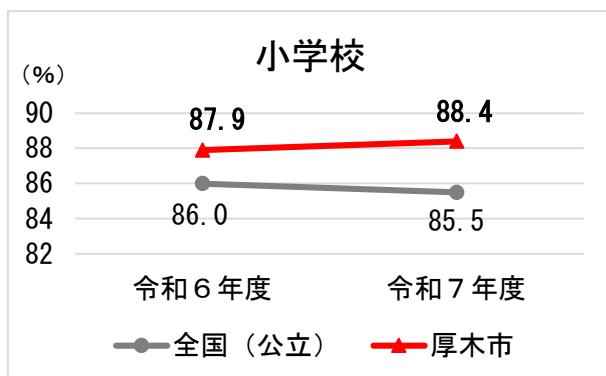
質問

「普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか」（よくある・ときどきある）



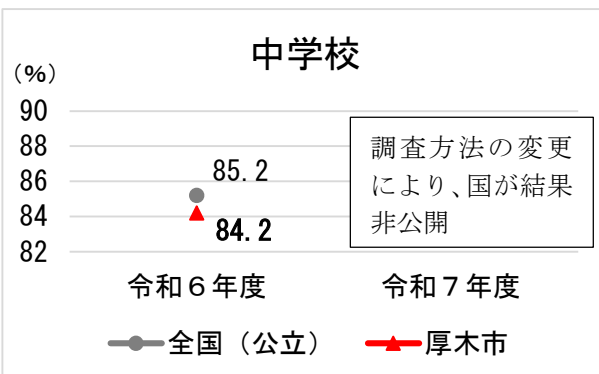
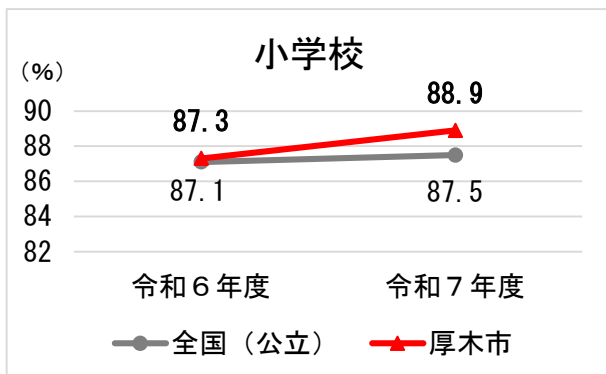
質問

「ＩＣＴ機器を活用することで、楽しみながら学習を進めることができる」
(とてもそう思う・そう思う)



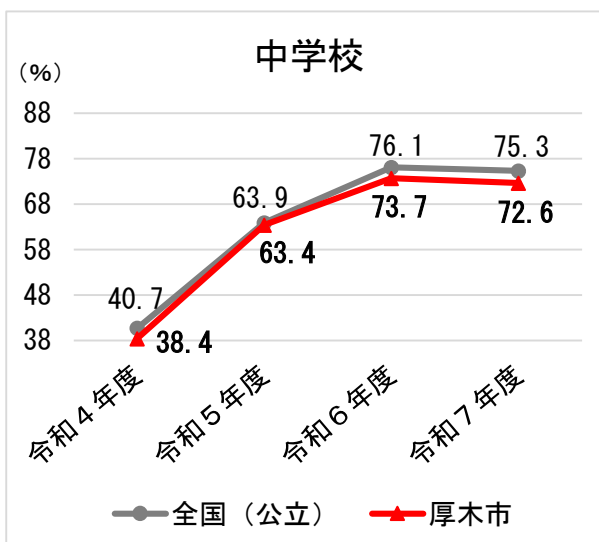
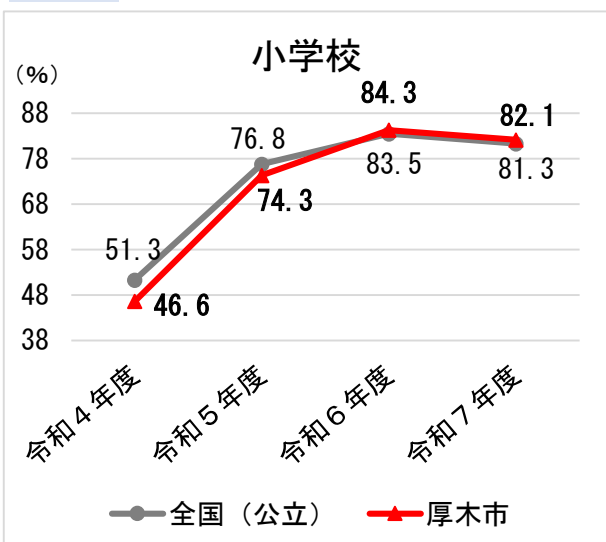
質問

「ＩＣＴ機器を活用することで、友達と協力しながら学習を進めることができる」
(とてもそう思う・そう思う)



質問

「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」
(当てはまる・どちらかといえば、当てはまる)



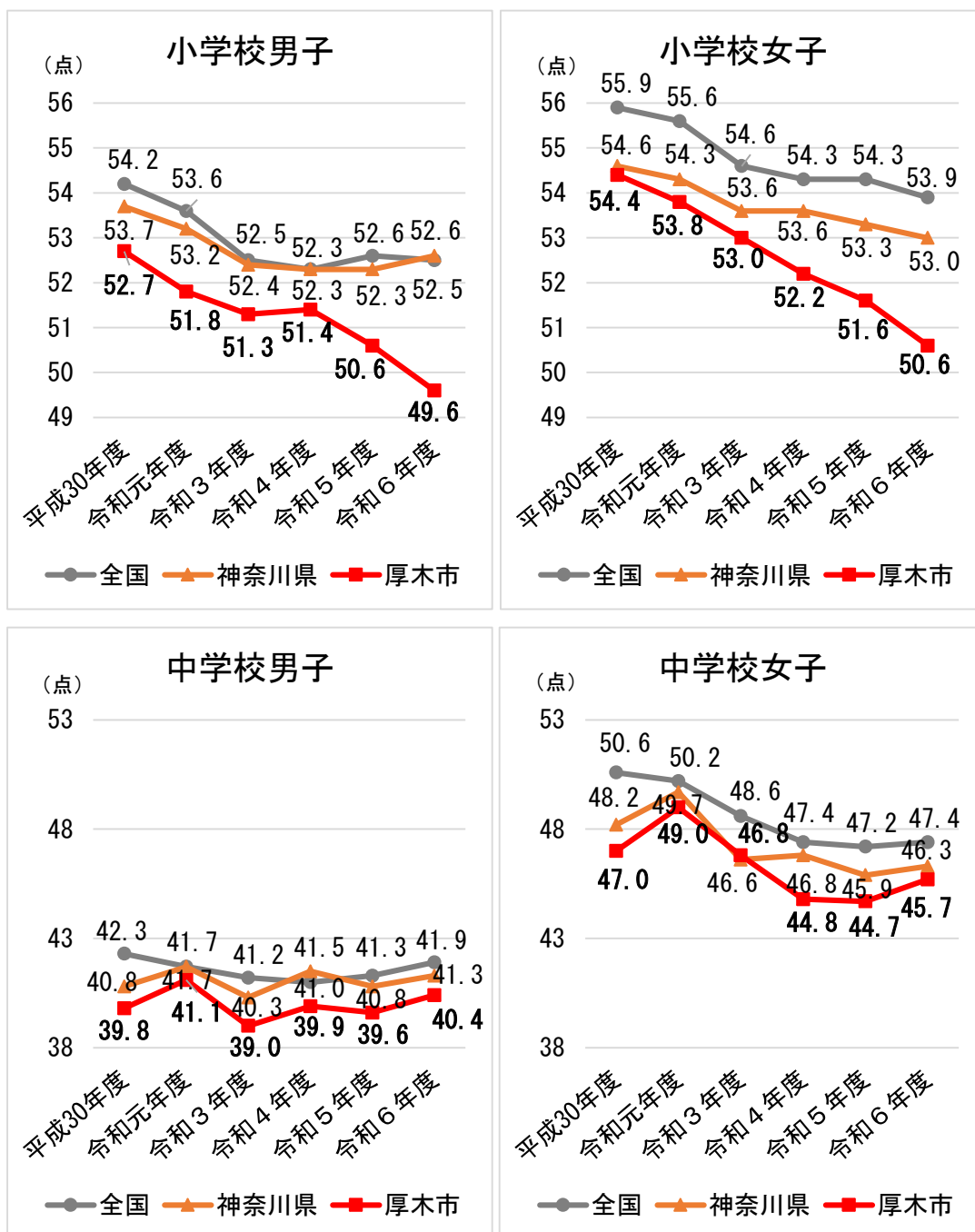
出典：厚木市教育委員会「令和7年度全国学力・学習状況調査に係る厚木市立小・中学校の調査結果について（令和7（2025）年）」

イ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査※

本市の体力合計点※の結果は、全国及び神奈川県と比較し、小学校男女、中学校男女ともに低い水準です。

【体力合計点 80 点満点（10 点×8 種目＝80 点）】

（令和 2 年度は調査中止のためデータなし）



出典：スポーツ庁「令和 6 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（令和 6（2024）年）」
を基に、厚木市教育委員会作成

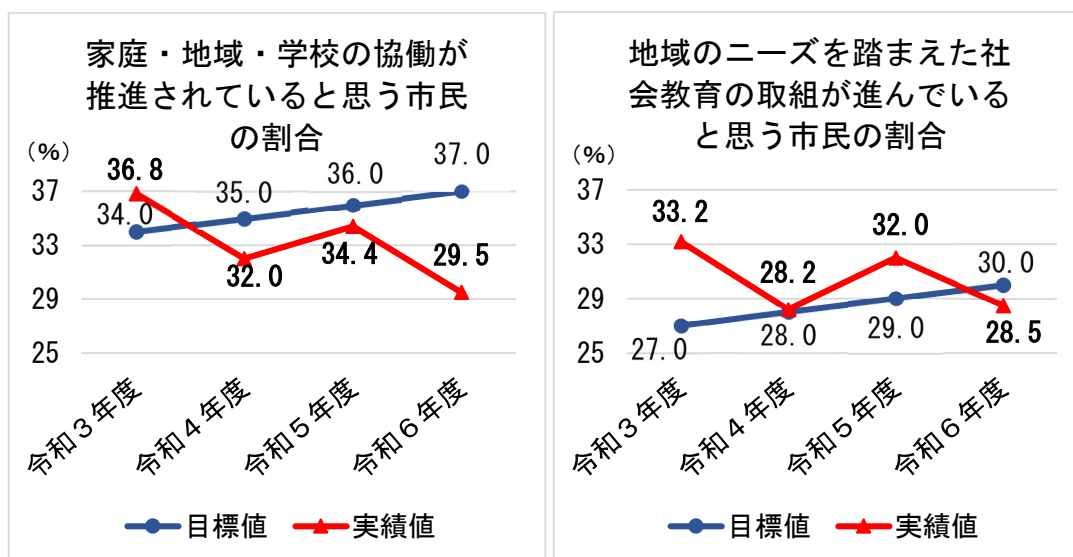
(4) 地域交流と生涯学習※の変化

ア 地域の学びとつながりの変化

共働き家庭の増加や地域における人のつながりの希薄化など、地域を取り巻く環境が大きく変化しています。こうした中で、社会教育※や地域交流の果たす役割は一層重要となっています。

「家庭・地域・学校の協働が推進されている」、「地域のニーズを踏まえた社会教育の取組が進んでいる」と思う市民の割合は、目標値を上回っている年度があり、一定の成果が見られます。

一方で、目標値自体が低めに設定されていることから、市民の意識の高まりや社会教育の効果をも十分に表しているとは言い難い側面もあります。

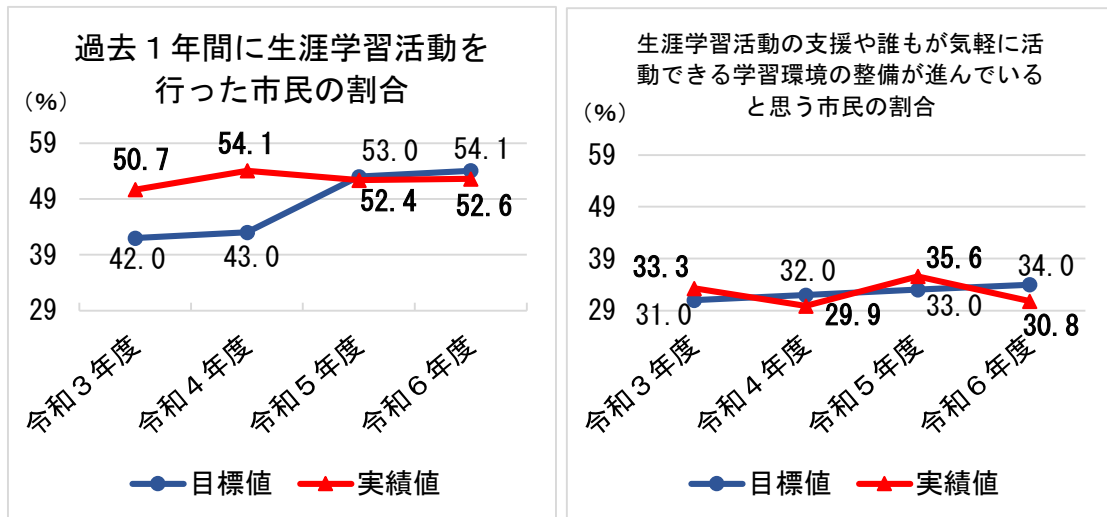


出典：厚木市「厚木市民実感度調査報告書（各年）」

イ 生涯学習の実施及び取組状況

市民の生涯学習活動への参加率の推移から、半数を超える市民が活動に取り組むなど一定の効果が見られます。一方で、「生涯学習活動の支援や誰もが気軽に活動できる学習環境の整備が進んでいる」と思う市民の割合は年度によって変動があり、十分に定着しているとは言えません。

新型コロナウイルス感染症の影響により、小規模講座の開催が主流となり、小規模ならではの、きめ細かな講座やオンラインによる学習機会が拡大し、多様な学びのスタイルが浸透しました。これらの変化を踏まえ、今後は市民が継続して学びに参加でき、学習環境の充実を実感できるような取組が求められています。



出典：厚木市「厚木市民実感度調査報告書（各年）」

2 第3次厚木市教育振興基本計画策定に向けた課題

令和3（2021）年度から令和6（2024）年度までの実施事業における指標の達成状況は、「順調」または「おおむね順調」が全体の約8割を占めており、第2次計画は着実に推進されている状況です。

今後は将来を見据え、教育の方向性を定める必要があることから、次のとおり第2次計画の基本方針ごとの課題及び第3次計画に新たな視点として盛り込む「幼保小連携*」、「生涯学習」、「教育DX*」の課題について整理します。

(1) 自立につながる「生きる力*」の育成（第2次計画基本方針1）

デジタル教材の導入により、児童・生徒の理解促進や教職員の教材準備に係る負担軽減に一定の成果が見られましたが、デジタル教材の活用に当たり、児童・生徒や教職員の端末操作スキルの定着や端末を活用できる環境づくりを推進していく必要があります。

英語教育においては、海外に行かずともオンラインによる交流が可能な環境を整備し、コミュニケーション能力の育成に取り組んでいますが、オンライン交流の機会が限定的であり、継続的な学びの場として定着していないことが課題となっています。

また、小中一貫教育の推進による9年間を見通した支援体制の整備についても、児童・生徒の発達段階を踏まえた対応が求められており、引き続き検討が必要です。

(2) こどもたちを育てる支援体制の充実（第2次計画基本方針2）

教職員の業務負担軽減に資する施策が進められている一方で、教職員の長時間勤務は依然として解消されていません。教育的ニーズの多様化に伴い、教職員への新たな業務負担の増加も懸念されることから、引き続き、教職員の多忙化解消に向けた取組が必要です。

あわせて、教職員が指導力向上のための研修・研究に取り組める環境の整備や、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援を行う各種支援員など、教職員を支える人材の確保にも努める必要があります。

(3) 安全な教育環境の整備（第2次計画基本方針3）

児童・生徒が安心・安全かつ快適な教育環境の下で学校生活を送ることができるよう、計画的な予防保全工事*を実施するとともに、施設の修繕や保守点検等を適切に実施しましたが、今後も優先順位や将来的な財政負担の平準化なども考慮し、計画的に事業を推進していく必要があります。

また、児童・生徒数の増減を見据えた学校の適正規模・適正配置*については、保護者や地域の方を始めとする関係者の皆様の意見を丁寧に伺いながら、効果的な取組を進めていくことが求められます。

(4) 安心して共に学べる教育の推進（第2次計画基本方針4）

児童・生徒及びその保護者が抱える問題は、複雑化・多様化・深刻化しており、児童・生徒一人一人の状況に応じた個別支援を行うとともに、多様性を尊重し合える社会の実現を目指して、誰もが望んだときに必要な支援を受けられる体制の強化が必要です。

また、外国にルーツを持つ児童・生徒や特別な支援を必要とする児童・生徒が増加傾向にあり、学習や学校生活の様々な場面で支障を来す事例も見られます。個々の事情や社会情勢により状況は異なるため、的確な対応を行うためにも、情報収集の充実や、支援人材の確保及び研修の強化が求められます。

(5) 家庭・地域・学校の協働の推進（第2次計画基本方針5）

家庭・地域・学校がつながりを持つことで、児童・生徒が様々な人と関わりながら安心して学校生活を送ることができます。代表的な取組としてコミュニティ・スクール※（学校運営協議会制度）の活動がありますが、コーディネーターの人材確保が困難であること、学校運営協議会委員・教職員の知識・経験の差の解消及び協議会ごとの問題点の解決や目標達成への有効な支援などが課題として挙げられます。今後は、地域とともにある学校づくりを推進するため、これらの課題に対応していく必要があります。くわえて、保護者が必要とする情報を的確に提供することで、家庭教育※の更なる充実を図ることも重要です。

(6) 地域主体で取り組む社会教育の振興（第2次計画基本方針6）

地域における人のつながりの希薄化が課題となる中で、本市の特色でもある15地区に設置された公民館を核として、地域で共に学ぶ機会をより拡充し、より良い地域づくりにつなげていく必要があります。

このため、地域の社会教育、コミュニティ活動の拠点として、公民館等の施設を安心・安全に利用できるよう運営に努めていくことが重要です。

また、地域の方の協力を得ながら社会教育の推進に取り組んできましたが、今後も公民館事業の充実や多様な学習機会の提供が求められます。

(7) 地域文化の振興と自主的な学びの支援（第2次計画基本方針7）

生涯学習の拠点の一つである、郷土博物館の研究活動や事業内容について、より幅広い層への情報発信が課題となっています。

また、読書は生涯にわたる学びの基礎であり、言語能力、思考力、表現力、感性を育むことから、市民の読書活動を推進する必要があります。特に、こどもの不読率が高くなっていることから、年齢や発達の段階に応じた取組が必要となっています。

(8) スポーツ活動の推進（第2次計画基本方針8）

幅広い世代に向けたスポーツ事業の開催や補助金の支援、施設整備などを通じて、市民のスポーツ参加を一定程度促進することができました。

一方で、市民ニーズ等を的確に捉えた事業が実施できませんでした。今後は、周知方法や事業内容を見直し、更なる市民の健康増進や体力向上等を図る取組を推進することが必要です。

また、「スポーツをする人、みる人、支える人、これらのスポーツに関わる全ての人たちが、共にスポーツの持つ多様な価値を享受できる地域社会」の実現に向けては、誰もがスポーツを楽しめるまちの実現、こどもの健全育成、高齢者の健康づくり、共生社会の形成、スポーツ人材の育成、そしてトップアスリートとの接点づくりなど、幅広い視点を持ち、事業を推進していく必要があります。

(9) 幼保小連携

小学校の生活科やスタートカリキュラム^{*}の編成・実施のほか、幼稚園・保育所・小学校間での交流行事など、幼保小の連携を意識した取組が実施されていますが、形式的な連携にとどまっているとの指摘もあり、幼保小の学びの連続性を確保し、より緊密な連携を図るため、幼保小の関係者と共に「架け橋プログラム^{*}」としてカリキュラムの作成を進めているところです。

発達にとって重要な「遊び」を通じた質の高い幼児教育・保育を保証しつつ、小学校教育への円滑な接続を図っていくことが必要です。

(10) 生涯学習

厚木市生涯学習推進計画に基づき、市民一人一人が、自己の人格を磨き、より充実した心豊かな人生を送ることができるよう、学習の機会を提供していますが、近年は社会人が仕事と生活の中で学びを繰り返すリカレント教育^{*}の必要性が高まっています。また、生涯学習を通じて、市民一人一人が幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるウェルビーイングの向上を図るため、更に多様な観点から学習の機会を提供していく必要があります。

(11) 教育DX

本市では、GIGAスクール構想^{*}により、児童・生徒1人1台の端末を整備し、デジタル環境の基盤が整いました。これらを活用して、児童・生徒が主体的・協働的に学ぶ授業づくりを進めていますが、ICTの活用度や効果には学校間や教職員間で差があります。また、デジタル技術をいかした家庭・地域との連携、情報モラル教育^{*}の充実に加え、児童・生徒が情報を正しく理解し活用できる力を育むリテラシー教育も課題となっています。今後は、ハード整備にとどまらず、学びの質の向上と教職員の働き方改革を両立する「教育DX」の実現を目指し、授業改善と校務の効率化を一体的に推進していく必要があります。

第3章 本市が目指す教育施策の方向性

本市が目指す教育のあるべき姿として「基本理念」を定め、その理念を具現化するための「基本方針」及び具体的な「施策」の展開について示します。

なお、基本理念及び基本方針をもって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく厚木市教育大綱とします。

1 基本理念

今後、少子高齢化や人口減少が進展し、労働力人口の減少が見込まれるなど、2040（令和 22）年には我が国の労働力を始めとした社会構造が大きく変革する時代を迎えます。そうした変化の激しい社会の到来を見据え、本市の中長期的な教育のあるべき姿として、次のとおり基本理念を定めます。

未来を創る人づくり

教育基本法では、平和で民主的な社会の形成者としての資質を備えた国民の育成を教育の目的とし、同法に基づき策定された第4期教育振興基本計画においては、持続可能な社会の創り手の育成を目指すこととしています。

第2次計画では、「未来を担う人づくり」を基本理念に掲げ、各種施策を推進してきました。しかし、コロナ禍を経て、デジタル化やグローバル化の急速な進展など、第2次計画では想定していなかった社会の変化が生じています。

私たちは、今、気候変動や将来起こり得る大規模災害、AI^{*}技術の進化、社会情勢の変動に伴う経済の不確実性など、将来の予測が困難な時代を生きています。こうした不透明で複雑な社会をたくましく生き抜くためには、自ら未来を切り開いていく「挑む力」、多様性を認め合い、協働して課題を解決に導く「つながる力」、そして、新たな価値とより良い社会を創り出す「築く力」を身に付けた人材が求められます。

こうした力を育むため、ライフステージ^{*}に応じた教育施策の充実と併せて、切れ目のない子育て施策を始めとする市の様々な政策を一体的に進め、ウェルビーイングを実感しながら、誰もが、いつでも、いつまでも安心して思うとおりに学び、成長できる環境を整備し、人材を育成していく必要があります。

これらのことを踏まえ、「挑む力」、「つながる力」、そして「築く力」を備え、本市の将来を自分事として捉え、自らの力で創り上げていける人材の育成を目指し、第3次計画の基本理念を「未来を創る人づくり」とします。

【基本理念の実現に必要な力】

○挑む…自ら未来を切り開いていく「挑む力」の育成

○つながる…多様性を認め合い、協働して課題を解決に導く「つながる力」の育成

○築く…新たな価値とより良い社会を創り出す「築く力」の育成

2 施策の展開

教育のあるべき姿である基本理念を実現するための具体的な取組を示す四つの基本方針とそれぞれの進むべき方向性を示す施策を次のとおりとします。

基本方針 1 児童・生徒に必要な資質・能力の育成	
施策 1	確かな学力※の育成
施策 2	豊かな心の育成
施策 3	健やかな体の育成
基本方針 2 安心・安全に、共に学ぶことができる教育環境の整備	
施策 1	安心・安全な教育環境の整備
施策 2	就学のための援助
施策 3	切れ目のない学びの環境整備
施策 4	共に学び育つ教育の推進
施策 5	教職員の指導力と働く環境の向上
施策 6	時代に合わせた教育に向けた基盤整備
基本方針 3 地域社会との連携・協働を中心とした教育体制の充実	
施策 1	家庭教育の支援
施策 2	家庭・地域・学校の連携・協働の推進
施策 3	社会教育の充実
基本方針 4 生涯にわたり心豊かな生活を支える学びの推進	
施策 1	生涯学習の推進
施策 2	文化芸術の振興
施策 3	読書活動の推進
施策 4	スポーツ活動の推進

2040（令和 22）年を見据えた持続可能な社会の創り手となる、生きる力を備えた人材を育成するためには、幼少期からの切れ目のない施策の展開が欠かせないことから、各種教育施策の推進に当たっては、市の子育て施策、福祉施策などと緊密に連携を図り、社会的なニーズに即した事業を実施していきます。

(1) 基本方針 1 児童・生徒に必要な資質・能力の育成



児童・生徒が変化の激しい社会をたくましく生き抜くために必要な力を身に付けられるよう、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の三つの観点から、総合的な資質・能力の育成を図ります。

学びの基盤である知識・技能の確実な習得に加え、それらを活用して課題を発見し、解決する思考力・判断力・表現力を育むとともに、主体的に学ぶ意欲の向上を図ります。

また、多様な他者との共生や協働等を通じて、豊かな情操や道徳心を培うとともに、他者への思いやりや社会性、人間関係を築く力や自身の価値を認める自己肯定感を育みます。

さらに、日常生活における体力向上や基本的な生活習慣の定着を通じて、心身の健康を保ち、自らの健康保持や自己管理能力の育成を目指し、生涯にわたって健康的な生活を送るための基礎を築きます。

施策 1 確かな学力の育成

【施策の方向】

- ・児童・生徒が主体的に学び、多様な他者と協働しながら対話的に学ぶことで、課題を解決する力を育成するとともに、単なる知識・技能の習得にとどまらず、それらを活用して課題に立ち向かう柔軟な思考力・判断力・表現力の育成を図ることで、深い学びの実現を目指す。
- ・グローバル化やデジタル技術の進展など、児童・生徒が様々な社会の変化に向き合う中で、世界で活躍できる人材を育成する。
- ・児童・生徒の興味や関心を学習に結び付けることで学習の習慣化を図り、生涯にわたって学び続けるための素地を育むとともに、必要な学力を身に付けることができるよう児童・生徒の学習進度に応じた学習環境の提供や学習意欲の課題に対応する。

施策２ 豊かな心の育成

【施策の方向】

- ・他者を思いやる気持ちや命の大切さを理解し、道徳性や社会性を身に付けた、心豊かな人間へと成長していくことを目指す。
- ・多様な体験活動や人との関わりを通じて、困難な状況に直面しても自分の心を立て直す力を育む。
- ・問題行動等の背景を丁寧にアセスメント（評価）した上で、一人一人の状況に応じた適切な指導・支援を行う。
- ・悩みを抱える児童・生徒やその保護者に対する支援体制の充実を図るとともに、関係機関との連携体制を強化し、切れ目のない支援を行う。

施策３ 健やかな体の育成

【施策の方向】

- ・児童・生徒が心身共に健康で、たくましく生きる力を育むことにより、豊かな人生を送るための基盤を築く。
- ・食に関する正しい知識と食習慣を身に付けることができるよう、食育を推進するとともに、健康的な生活リズムを確立するため、睡眠への意識と生活習慣の向上を図る。
- ・児童・生徒の健全な食環境を社会全体で支える。

(2) 基本方針2 安心・安全に、共に学ぶことができる教育環境の整備



全てのこどもが多様性を尊重し、他者との関わりや学び合いを通じて、お互いを高め合える教育の充実を推進します。また、安心・安全に学べる環境整備、切れ目のない学びの実現、教育機会均等の確保に向けた就学支援、教職員の働きやすさやICTの活用などのこれからの教育を支える環境整備に取り組みます。

安全で快適な学校施設・学習環境の整備を推進するとともに、経済的な事情にかかわらず、全ての児童・生徒が等しく学ぶ機会を確保するため、就学支援の充実を図ります。

また、幼稚園・保育所から小学校への円滑な接続や、小学校と中学校の9年間を見通した切れ目のない学びの環境を整備し、こどもの発達段階に応じた支援を強化します。そして、障がいの有無や国籍、文化的背景などの違いにかかわらず、全ての児童・生徒が共に学び、学力のみならず、人間性や社会性を高め合える教育の充実を推進します。

さらに、教職員が専門性を発揮し、児童・生徒と向き合えるよう、働きやすい職場環境の整備に力を入れるとともに、教職員の指導力向上の支援を進めます。あわせて、ICTの効果的な活用や通学区域の再編成など、時代の変化に対応した教育環境の基盤づくりを推進します。

こうした取組に当たっては、こども自身の思いや意見を尊重し、学校づくりや学びの在り方に適切に反映していきます。

施策1 安心・安全な教育環境の整備

【施策の方向】

- ・教育環境向上を一体的に進め、児童・生徒が健やかに成長できる環境整備に取り組む。
- ・児童・生徒が身体的・精神的に安心でき、学習に集中できる環境整備に取り組む。
- ・災害や感染症のまん延等の非常時に備えた学校の安全確保に取り組む。

施策2 就学のための援助

【施策の方向】

- ・経済的な理由や特別な支援の有無にかかわらず、全ての児童・生徒の教育を受ける権利を保障し、教育の機会均等を実現するため、必要な援助を実施する。
- ・市民の方からの寄附をもとに設置された基金を活用し、経済的な理由により修学や部活動への参加が困難な生徒に必要な援助を実施する。
- ・就学に関する不安などに寄り添い、学びやすい環境のための支援・相談を実施する。

施策3 切れ目のない学びの環境整備

【施策の方向】

- ・幼児期から義務教育段階にかけて、こどもの成長を一貫して支えるため、幼稚園・保育所と小学校の円滑な接続を図り、安心して学べる環境を整備する。
- ・小学校と中学校の9年間を見通した小中一貫教育を推進し、カリキュラムの連続性と指導方法の一貫性を確保して、学びの連続性を高める。
- ・こどもの発達や実態に関する情報を関係機関で共有し、教職員との連携・協力体制を充実させることで、きめ細かな支援体制を構築する。

施策4 共に学び育つ教育の推進

【施策の方向】

- ・国籍、文化、性別、障がいの有無など、多様な背景を持つ人々が共に生きる社会において、違いを理解し、尊重し合える力を育む。
- ・全ての児童・生徒が同じ場で共に学び、育つことを目指し、個別の教育的ニーズに応じた柔軟な支援体制を整え、インクルーシブ教育^{*}を推進する。

施策5 教職員の指導力と働く環境の向上

【施策の方向】

- ・教職員は教育の中心的存在であり、その指導力が児童・生徒の学力や人格形成に大きな影響を与えることから指導力向上を図る。
- ・教育現場に求められるニーズが複雑化・多様化している中で、学校の指導体制の効果的な強化・充実を図る。
- ・教職員の働く環境を改善し、本来の教育活動に専念できる環境を整備することで、児童・生徒にとってより良い教育環境を実現する。

施策6 時代に合わせた教育に向けた基盤整備

【施策の方向】

- ・児童・生徒一人一人が安心して学び、成長できるよう、これからの教育に必要な土台づくりを進める。
- ・地域の実情や保護者・住民の方の声を踏まえ、持続可能な学校づくりを推進する。
- ・持続可能な生徒のスポーツ・文化芸術活動の場を確保するため、学校部活動の地域展開を推進する。

(3) 基本方針3 地域社会との連携・協働を中心とした教育体制の充実



地域全体でこどもの成長と学びを支えるため、家庭・地域・学校が連携・協働する教育体制を強化します。また、教育の出発点である家庭教育への支援を推進するとともに、誰もが学び続けられる社会教育の機会を充実させ、地域社会に根差した持続可能な教育の実現を目指します。

こどもの健やかな成長と学びを支えるためには、家庭・地域・学校が一体となって支え合う地域ぐるみの教育体制が欠かせません。

教育の出発点である家庭教育の重要性を踏まえ、保護者が安心して教育に関わることができるよう、保護者自身の学ぶ機会や子育てに関する不安や悩みに対する解決策など家庭でいかせる情報を提供します。

また、地域住民や団体、学校との連携体制を構築・充実させ、地域が教育活動に主体的に参画できる環境を整備します。そして、地域のつながりを強化するとともに、こどもの社会性や多様な価値観への理解を深めます。

さらに、誰もが身近な場所で学び続けられるよう、公民館などの社会教育施設を活用し、多様な学習機会を提供します。

地域社会との連携・協働を通じて、全ての世代が共に学び育つ地域社会の形成を図ります。

施策1 家庭教育の支援

【施策の方向】

- ・保護者に対して学習機会を提供する。
- ・家庭・地域・学校との連携により家庭教育の支援を図る。

施策2 家庭・地域・学校の連携・協働の推進

【施策の方向】

- ・こどもの健やかな育成や多様な学びを支えるため、地域全体で教育に関わる体制を築く。
- ・こどもの健やかな育成を目指し、家庭と学校の連携を支援する。

施策3 社会教育の充実

【施策の方向】

- ・地域社会における学びの場を提供する。
- ・地域の特性や多様な学びのニーズに柔軟に対応する。
- ・個人の学びと成長を支えるだけでなく、地域全体の活力向上につなげる。
- ・全ての人が互いを尊重し合える社会の実現に向けて、人権教育を推進する。

(4) 基本方針 4 生涯にわたり心豊かな生活を支える学びの推進



人生 100 年時代を迎え、市民が生涯を通じて学び、心豊かに暮らせる環境を整備するとともに、自己実現や地域貢献ができる多様な学びや活動の機会の充実を図ります。

人生 100 年時代を迎え、市民一人一人が生涯を通じて学び続け、心豊かに充実した生活を送ることができる環境を整えることが、これまで以上に重要となっています。本市では、誰もが年齢や立場を問わず、学びの継続による喜びや達成感を実感できる環境を整えるとともに、学びから得られた知識や経験を地域社会で役立てることができるよう個人の自己実現と地域社会の活性化を図ります。

また、文化芸術の振興により創造性や感性を育むとともに、読書活動の推進を通じて知的探求心を高めます。

さらに、市民のスポーツへの関わり方が「する」だけでなく、「みる」、「支える」と多様化する中で、スポーツ活動の推進やトップアスリートの応援などを通して、交流人口の拡大とまちのにぎわい創出を図り、「スポーツの聖地」づくりを推進するための取組を進めます。

施策 1 生涯学習の推進

【施策の方向】

- ・多様な生き方や価値観が広がる現代において、スキルアップを可能にする環境を整備し、自己実現につなげる。
- ・生涯学習を通じて個人として成長を続けるとともに、地域の一員として共に支え合いながら、誰もが幸せや生きがいを感じて暮らせる社会づくりに貢献する人材を育成する。

施策 2 文化芸術の振興

【施策の方向】

- ・文化芸術に親しむことで、感性・表現力・創造力を育む。
- ・文化財の保護と活用を図るとともに、伝統文化や地域文化に触れ、学ぶ機会を通じて、郷土への愛着を深め、地域文化の担い手としての意識の醸成を図る。
- ・全ての世代が文化芸術に親しむことのできる環境づくりを推進する。

施策３ 読書活動の推進

【施策の方向】

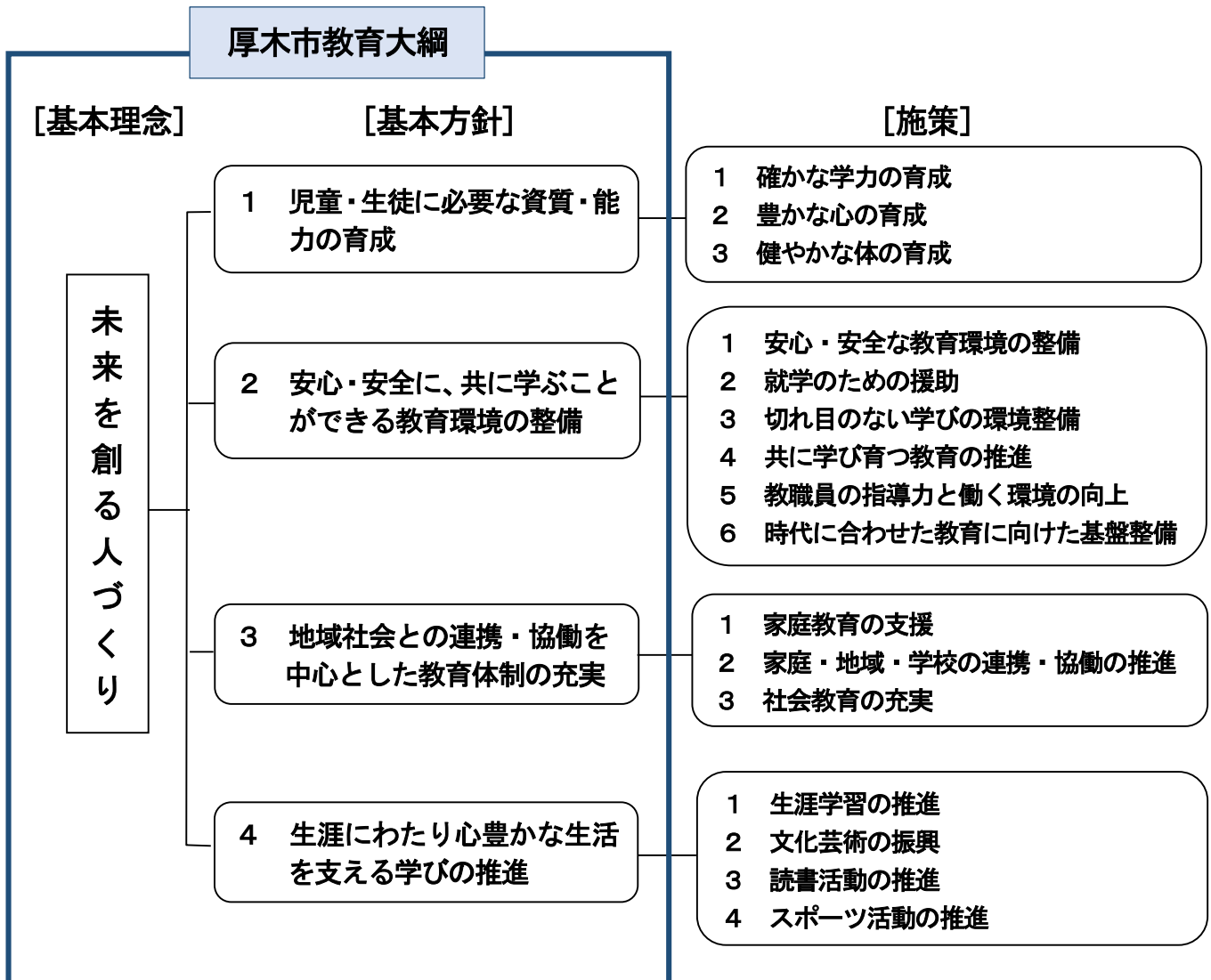
- ・言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできない、こどもの読書活動を推進し、本と親しみ、本を楽しむこどもを育てる。
- ・「未来・図書館」の整備を着実に推進するとともに、供用開始後は、読書に親しむきっかけづくりとなる行事等を開催するほか、「未来・図書館」の体験から“たんきゅう（探究・探求）”へつなげるなど、読書活動を推進する。

施策４ スポーツ活動の推進

【施策の方向】

- ・スポーツをする人、みる人、支える人、スポーツに関わる全ての人たちが、共にスポーツの持つ多様な価値を享受し、健やかな心身が育つ環境を整備する。
- ・気軽にスポーツに取り組める施設やスポーツ観戦を楽しむことができる施設の整備を進めるとともに、世代や立場を超えた交流を促す場づくりを通じて、誰もが継続的にスポーツに関わることができる環境を整備する。
- ・地域、学校、関係団体と連携し、スポーツの楽しさや意義を伝える機会を充実させる。

3 計画構成図



4 基本理念の実現に向けた成果指標

第3次計画の基本理念「未来を創る人づくり」の実現に向け、次のとおり各基本方針に成果指標を設定します。

基本方針	成果指標	現状値(%) 令和7(2025)年度	目標値(%) 令和17(2035)年度
1	授業や学校生活では、友達や周りの人の考えを大切に して、お互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいると思う児童・生徒の割合	小学校：91.9 中学校：92.1	小学校：100 中学校：100
2	全てのこどもたちにとって 学びやすい環境が整っていると思う市民の割合	45.5	72.0
3	地域で行われる多様な学習 機会の充実により、住民が 地域課題を主体的に解決できていると思う市民の割合	27.1	52.0
4	過去1年間に生涯学習活動 に取り組んだ市民の割合	52.6※	70.0

※ 令和7(2025)年度は未実施のため、令和6(2024)年度実績を記載しています。

5 基本方針と持続可能な開発目標（SDGs※）との関連

(1) SDGsの目標

平成 27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」における国際目標です。令和 12（2030）年までに持続可能でより良い世界を目指す 17 の目標が掲げられています。

(2) 基本方針との関連

全ての基本方針に「目標 4 全てのの人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」、「目標 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」の考え方を取り入れています。

また、各基本方針に特に関連する目標があります。



基本方針 1 児童・生徒に必要な資質・能力の育成



基本方針 2 安心・安全に、共に学ぶことができる教育環境の整備



基本方針 3 地域社会との連携・協働を中心とした教育体制の充実



基本方針 4 生涯にわたり心豊かな生活を支える学びの推進



第4章 計画の推進

1 計画の進行管理

第3次計画を着実に推進するため、PDCAサイクル※に基づき進行管理を行います。厚木市教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づき、毎年度、取組状況の点検・評価を実施し、附属機関である厚木市教育振興基本計画審議会による意見を聴取した上で、その結果を速やかにホームページで公表するとともに、市議会へ報告し、これを進行管理に活用します。

計画の見直しについては、基本方針の期間にあわせて5年ごとに行うほか、社会情勢や教育を取り巻く環境の大きな変化等が生じた場合には、必要に応じて5年以内であっても見直しを行います。

2 推進体制

(1) 厚木市教育振興基本計画審議会

点検及び評価の客観性を確保するため、公募による市民及び教育に関し学識経験を有する方で構成し、点検及び評価に係る意見や助言をいただきます。

(2) 厚木市教育振興基本計画庁内推進委員会

庁内関係部局で構成される厚木市教育振興基本計画庁内推進委員会を設置し、横断的な連携のもと取組の推進を図ります。

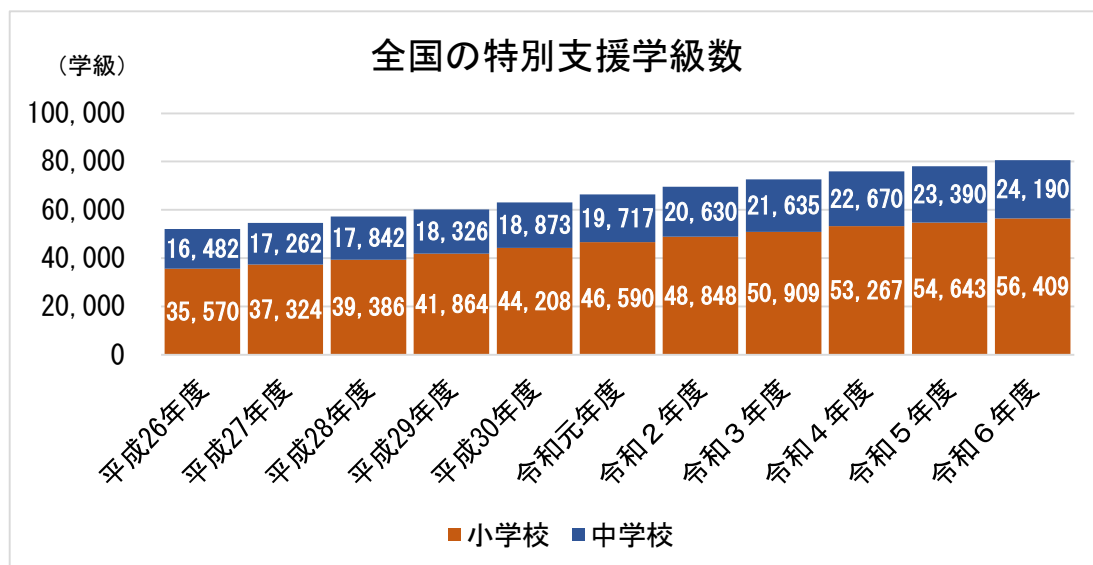
資料編

1 本市の教育を取り巻く現状

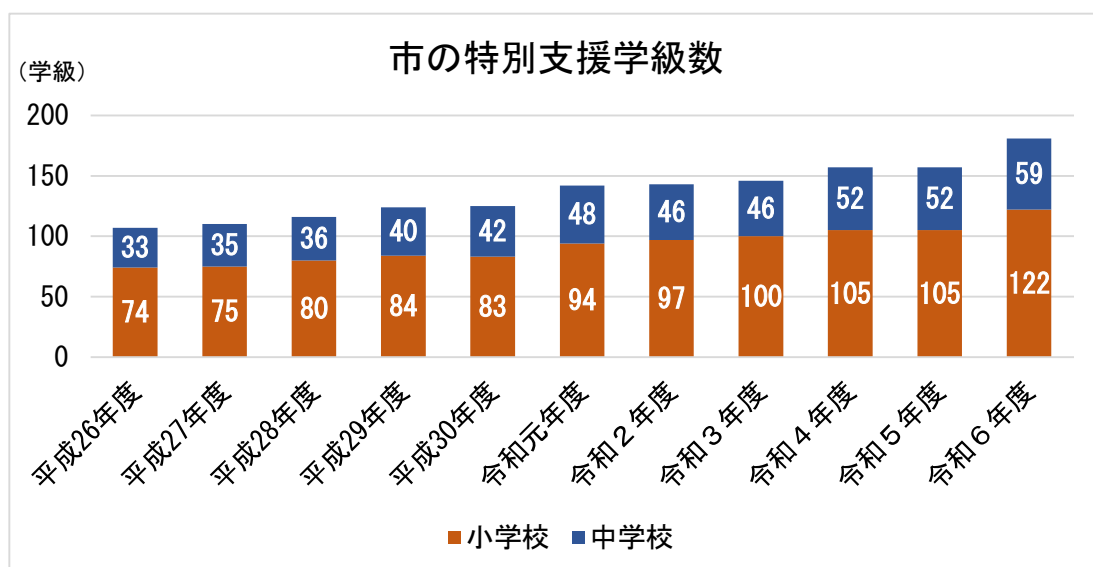
(1) 学校教育環境の変化

ア 特別支援学級数の推移

全国では、特別支援学級数が増加しています。本市においても、特別支援学級数は増加傾向にあります。



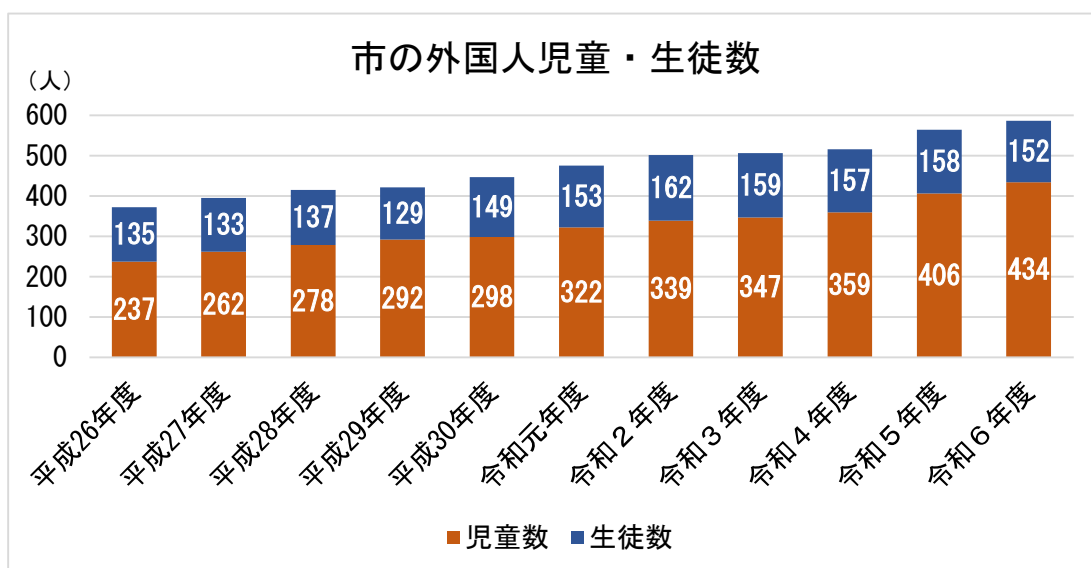
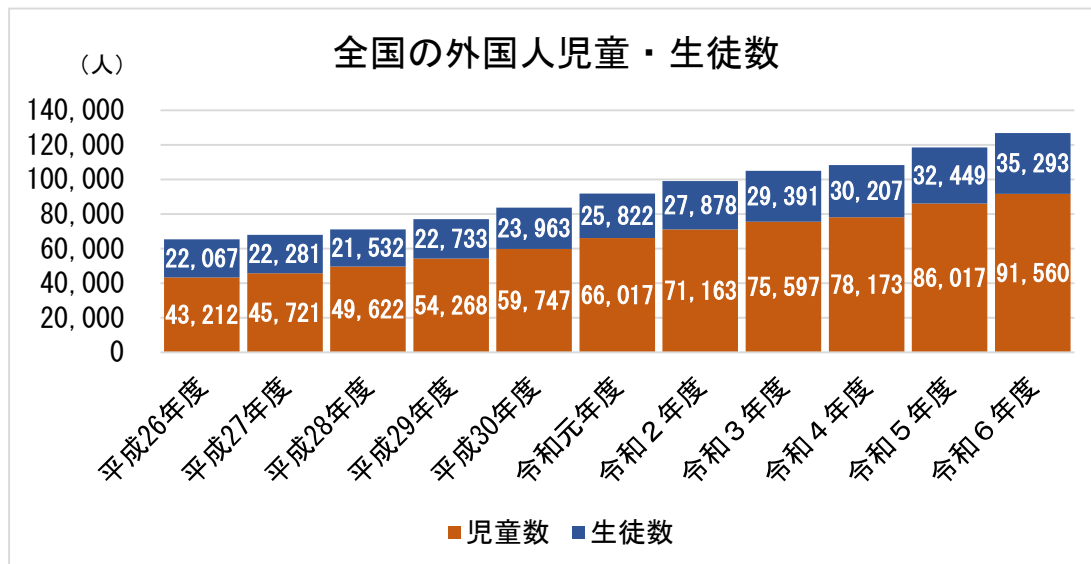
出典：文部科学省「学校基本調査（各年）」



出典：文部科学省「学校基本調査（各年）」

イ 外国人児童・生徒数の推移

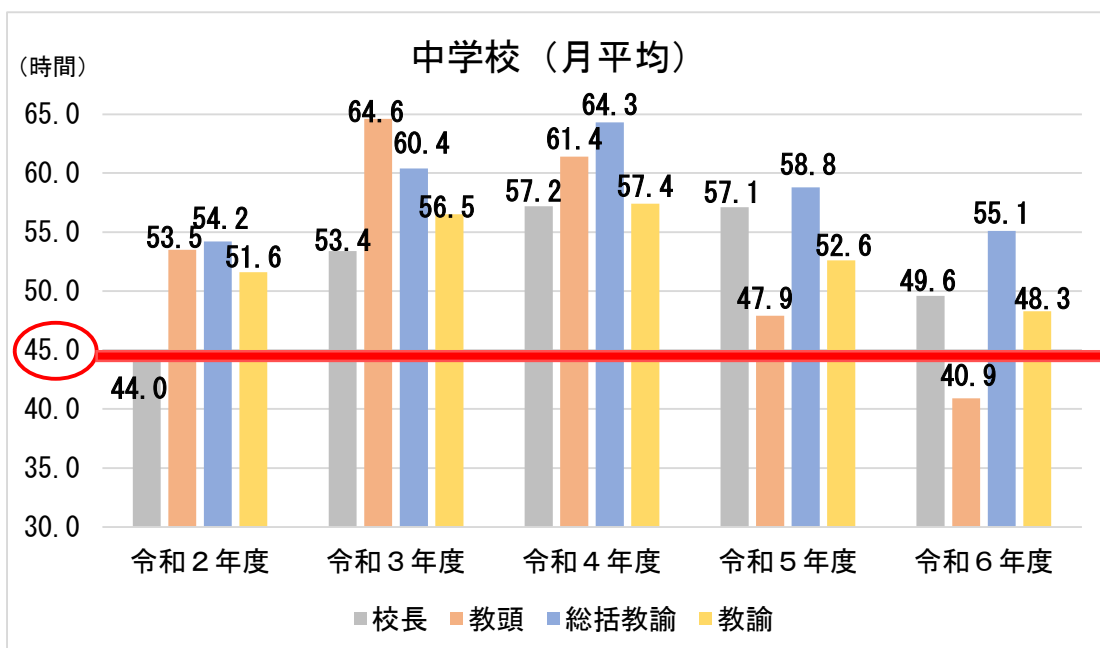
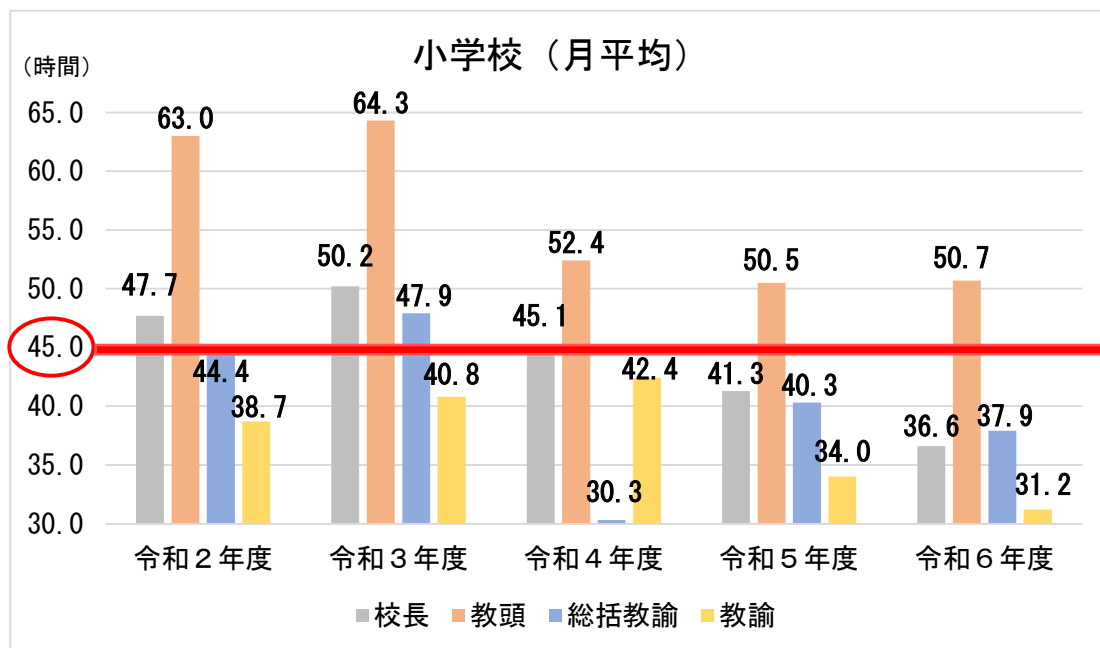
全国では、外国人の児童・生徒数が増加しています。本市においても、外国人の児童・生徒数は増加傾向にあります。



ウ 教職員の時間外勤務の推移

本市の市立小・中学校における教職員の月平均の時間外勤務は、依然として長時間の状況が続いています。

小学校では、「厚木市立小・中学校における働き方改革に関する方針」で定める時間外勤務の目標（月 45 時間以内）を下回る年度が多く、減少傾向が見られます。一方、中学校では依然として 45 時間を超える状況が続いていますが、近年は緩やかに減少傾向が見られます。

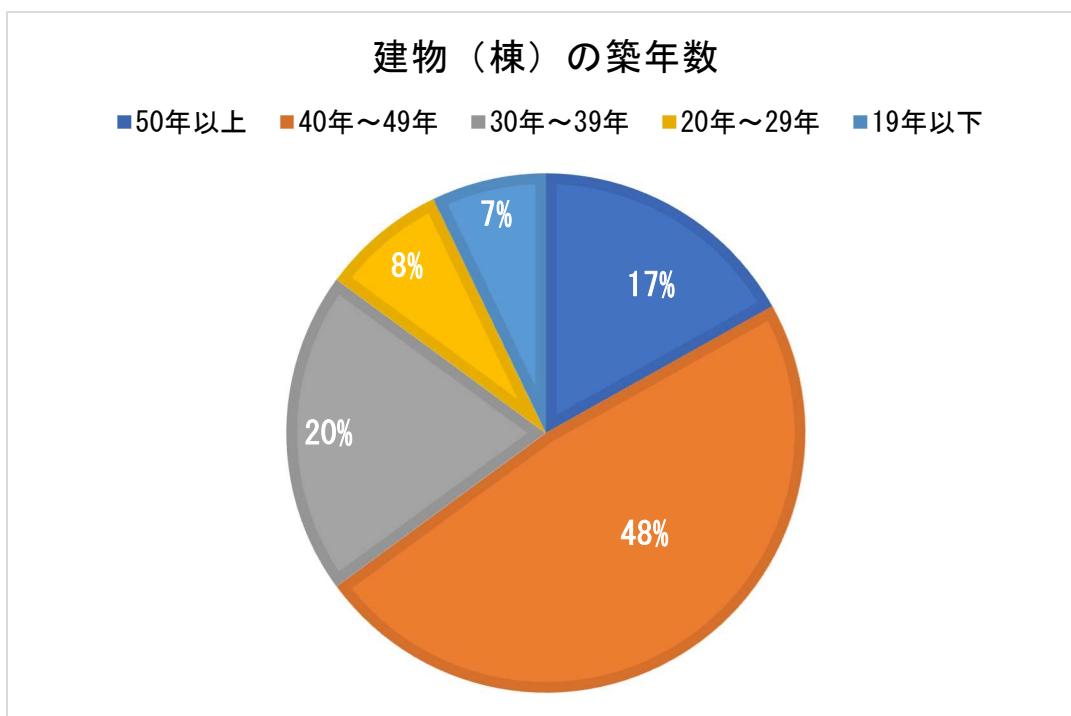


出典：厚木市教育委員会作成

エ 学校施設の現状

現在、市内には市立小学校 23 校、市立中学校 13 校の合計 36 校（154 棟）が整備されています。

令和 7（2025）年時点で、154 棟のうち 65%が築 40 年以上経過しており、計画的な維持・管理、適切な診断を踏まえた改修が必要な状況です。



出典：厚木市教育委員会作成（令和 7（2025）年度現在）

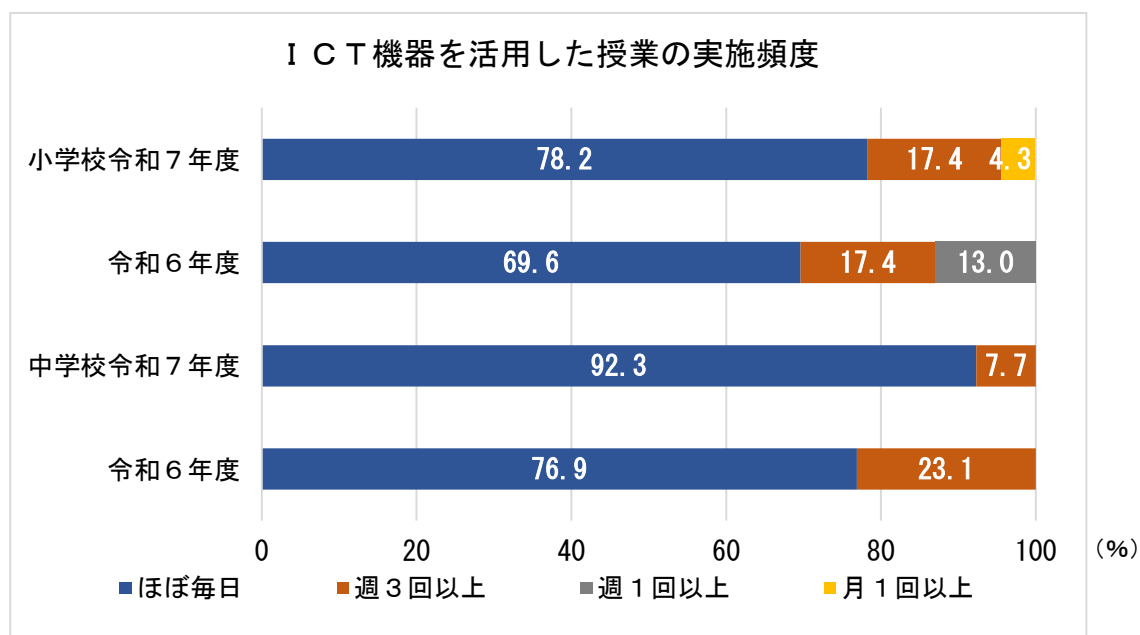
オ ICT環境の整備・活用状況

市立小・中学校におけるICT環境の整備状況の結果は、全国及び神奈川県との平均値と比較し、同程度の割合です。

また、授業における児童・生徒用タブレット端末（GIGAスクール端末）の活用が進んでいます。

指標	厚木市	神奈川県	全国
教育用PC1台当たりの児童・生徒数	0.9人/台	0.9人/台	0.9人/台
普通教室の無線LAN整備率	98.9%	97.6%	97.8%
インターネット接続率※（100Mbps以上）	100.0%	99.9%	98.0%
普通教室の大型提示装置※整備率	87.3%	87.2%	88.6%
教員の校務用PC整備率※	117.7%	122.8%	126.7%
統合型校務支援システム※整備率※	100.0%	93.4%	86.8%

出典：厚木市教育委員会「厚木市学校教育情報化推進計画（令和6（2024）年）」



出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査（学校質問）」を基に、厚木市教育委員会作成

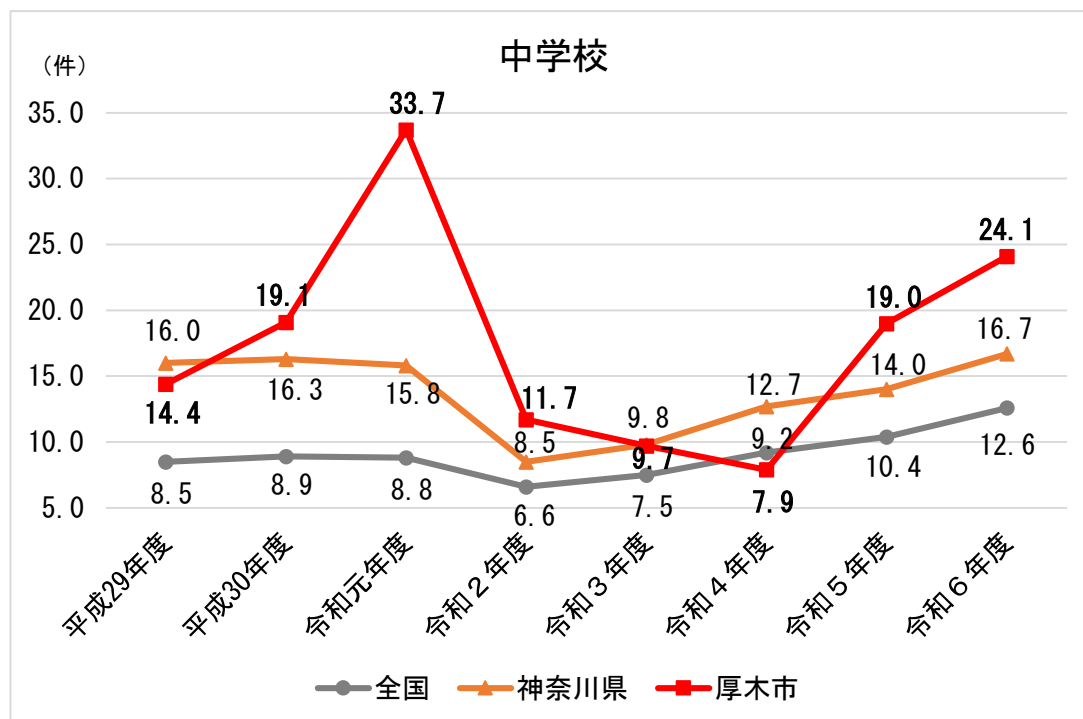
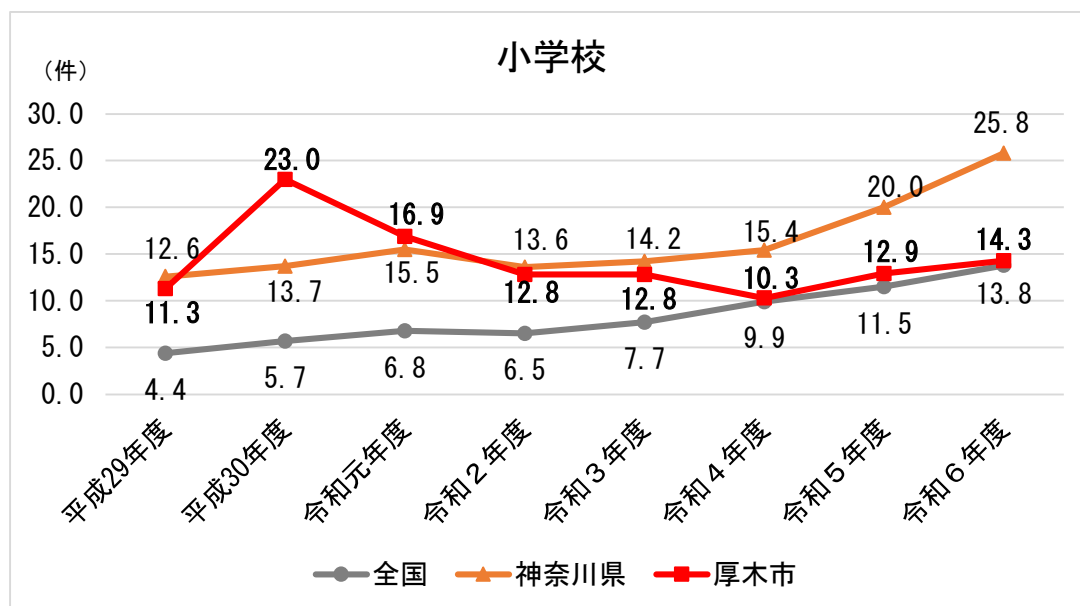
(2) 児童・生徒の生活と行動の変化

ア 児童・生徒の問題行動等の諸問題に関する調査結果

(7) 暴力行為の発生状況

(児童・生徒 1,000 人当たりの発生件数)

市立小・中学校における暴力行為の発生状況について、児童・生徒ともに、近年、減少傾向にありましたが、令和5年度以降は増加に転じています。

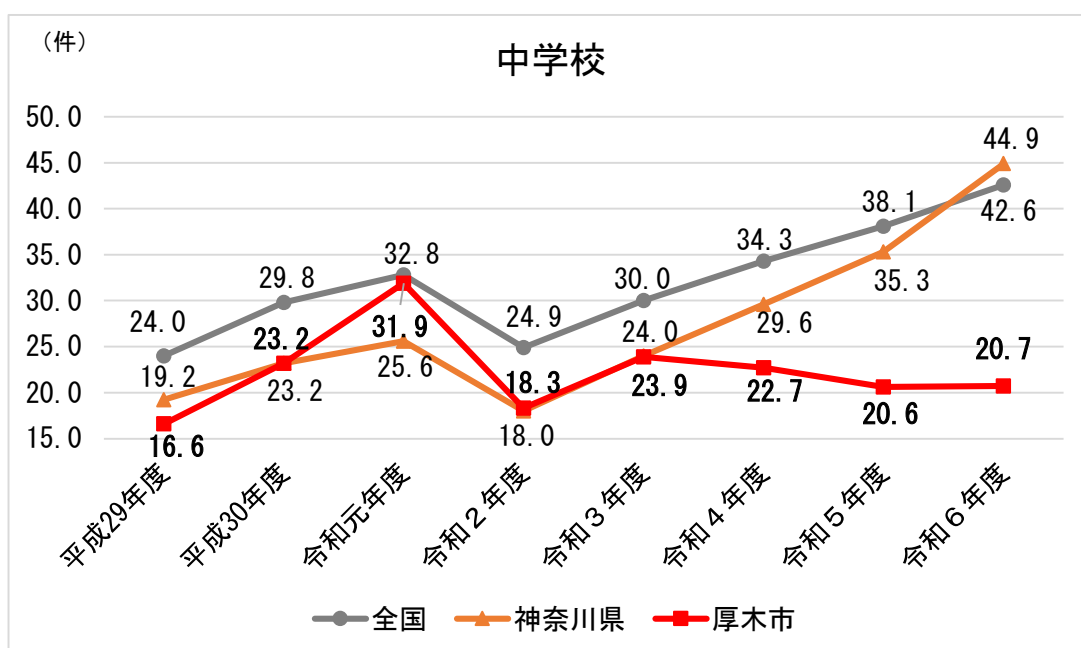
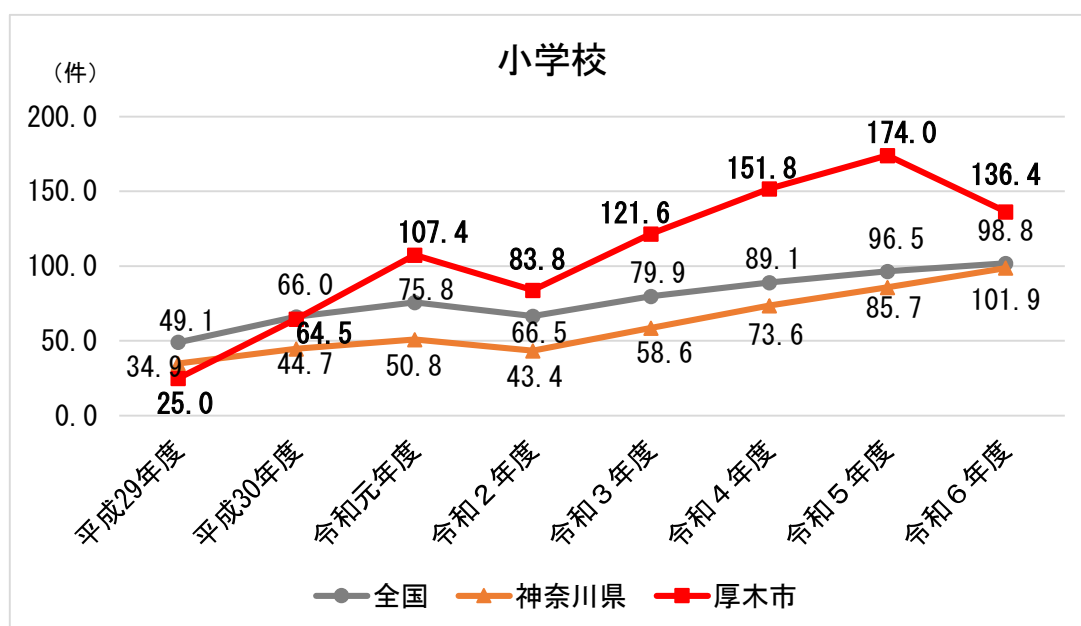


(イ) いじめの認知状況

(児童・生徒 1,000 人当たりの認知件数)

市立小・中学校におけるいじめの認知状況について、小学校では全国や神奈川県と比較し、高い水準で推移していますが、いじめの早期発見・早期対応に努めていることなど、小さな兆しの段階から適切に対応していく姿勢が認知件数の増加につながっています。

一方、中学校では全国や神奈川県と比較し、近年、低い水準で推移しています。



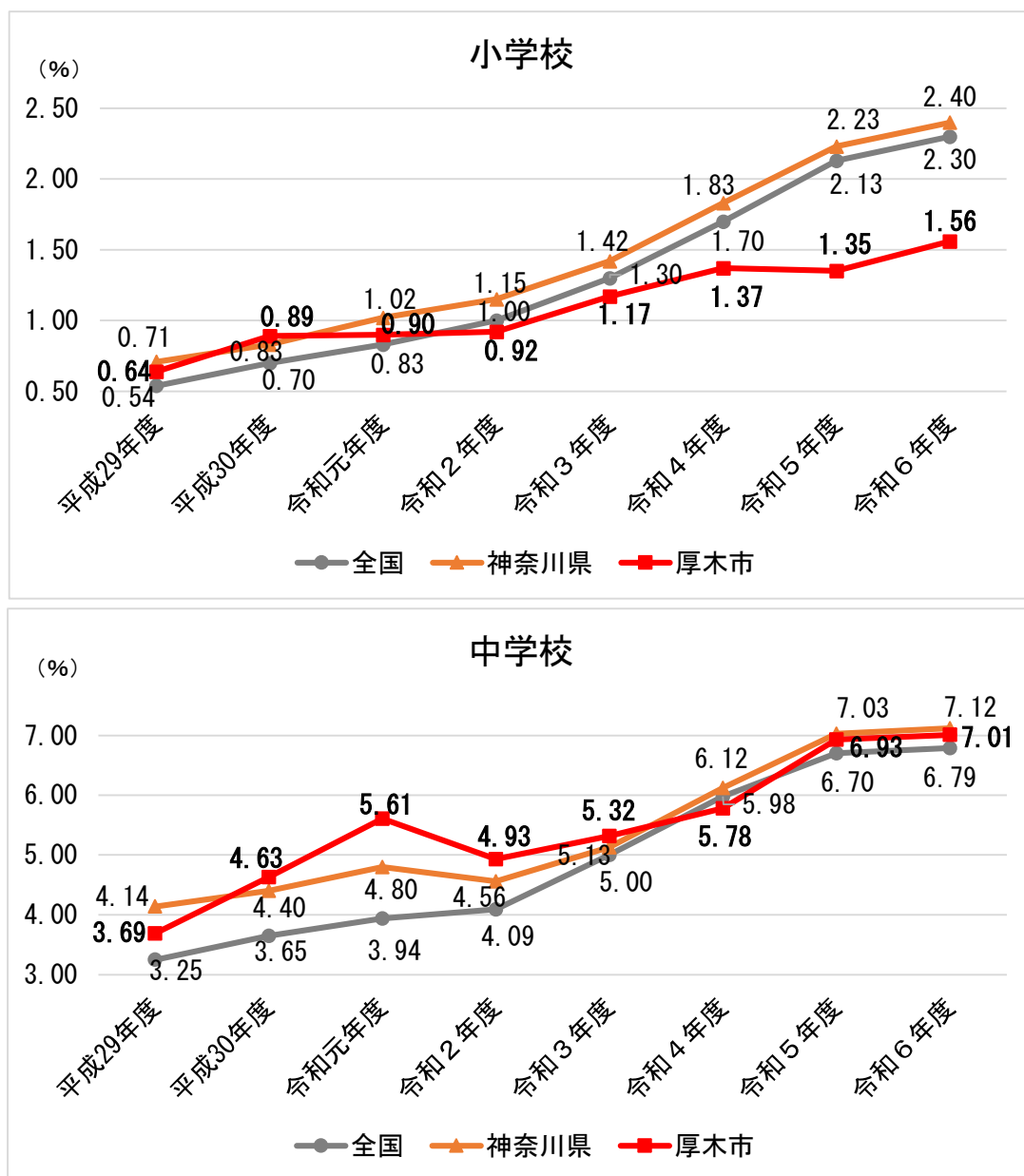
(ウ) 不登校児童・生徒数の割合

(児童・生徒総数に占める不登校児童・生徒数の割合)

市立小・中学校における不登校児童・生徒数の割合について、小学校と比較し、中学校で高い割合です。

中学校では、全国、神奈川県及び本市のいずれも高い水準で推移しています。

※調査基準：年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒のうち不登校を理由とする者



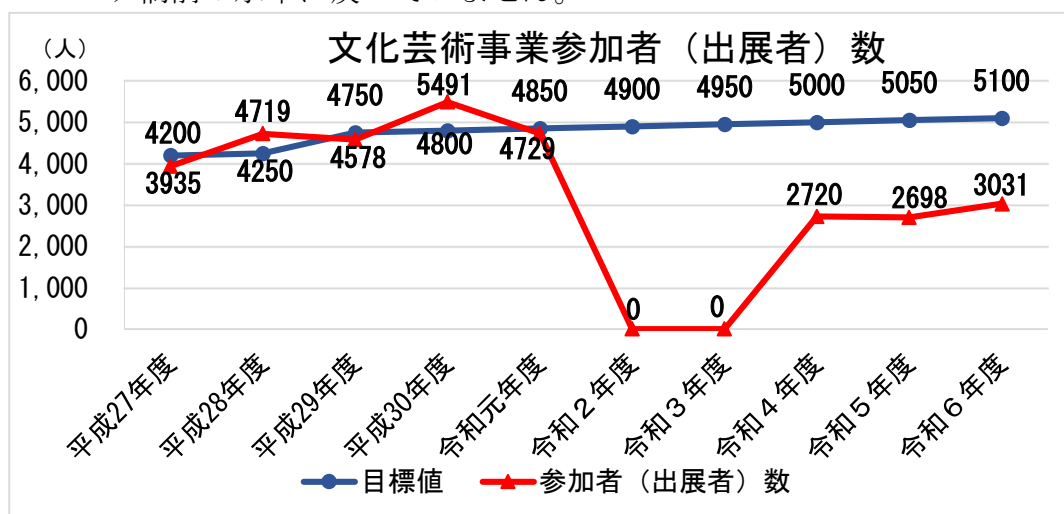
出典：文部科学省「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（令和6（2024）年）」を基に、厚木市教育委員会作成

(3) 地域交流と生涯学習の変化

ア 文化活動の実施状況

文化芸術活動の推進を測る指標として定めている、あつぎ市民芸術文化祭（野外彫刻造形展・市民文化祭・市民芸術祭・あつぎミュージックフェスティバル）の参加者（出展者）は、例年、目標値に対しおおむね達成に近い数値でした。

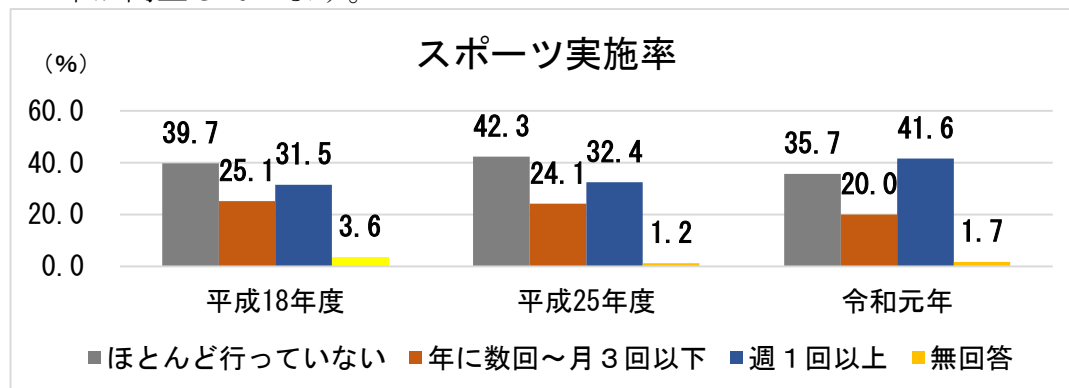
令和2（2020）年度及び令和3（2021）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止となりましたが、令和4（2022）年度以後、コロナ禍前の水準に戻っていません。



出典：厚木市作成

イ スポーツ活動の実施状況

16歳以上79歳以下の市民のスポーツ実施率について、令和元年度調査では平成25（2013）年度と比較し、「週に1回以上行っている」が上昇するとともに、「ほとんど行っていない」が減少し、全体としてスポーツ実施率が向上しています。



出典：厚木市「第2次厚木市スポーツ推進計画（令和3（2021）年）」

2 児童・生徒アンケート調査結果

(1) 調査目的

本調査は、第3次計画の策定に当たり、本市の義務教育についての現状や課題を把握するとともに、児童・生徒の声を反映させた今後の教育施策の方向性を定めることを目的に、児童・生徒を対象にアンケート調査を実施しました。

(2) 調査方法

ア 調査対象者

(ア) 市立23小学校 5年生 1,740人

(イ) 市立13中学校 2年生 1,882人

イ 調査方法

GIGAスクール端末を使用し、児童・生徒が回答

ウ 調査期間

令和7年2月6日（木）～2月28日（金）

(3) 回答状況

次のとおりです。（※全体数は令和7年2月1日現在）

学年	全体数（人）	回答者（人）	回答率（％）
小学5年生	1,740	1,208	69.4
中学2年生	1,882	1,389	73.8

(4) 調査結果の表示方法

ア グラフに記載されているN値とは、回答者数のことを示しています。

イ 集計結果の％表示は、小数点以下第2位を四捨五入してありますので、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。また、複数回答が可能な設問の場合、全ての比率の合計が100.0%にならない場合があります。

(5) 調査項目一覧

次のとおりです。

調査項目	設問No.	設問内容
10年後になりたい人について	1	10年後、どのような人になりたいですか
厚木市の義務教育の現状について	2	学校生活で先生と話す時間はありますか
	3	授業を受けるための学校の設備は整っていますか
	4	いやなことや不安なことがあったとき、相談できる人がいますか
	5	おうちの人とお話ししますか

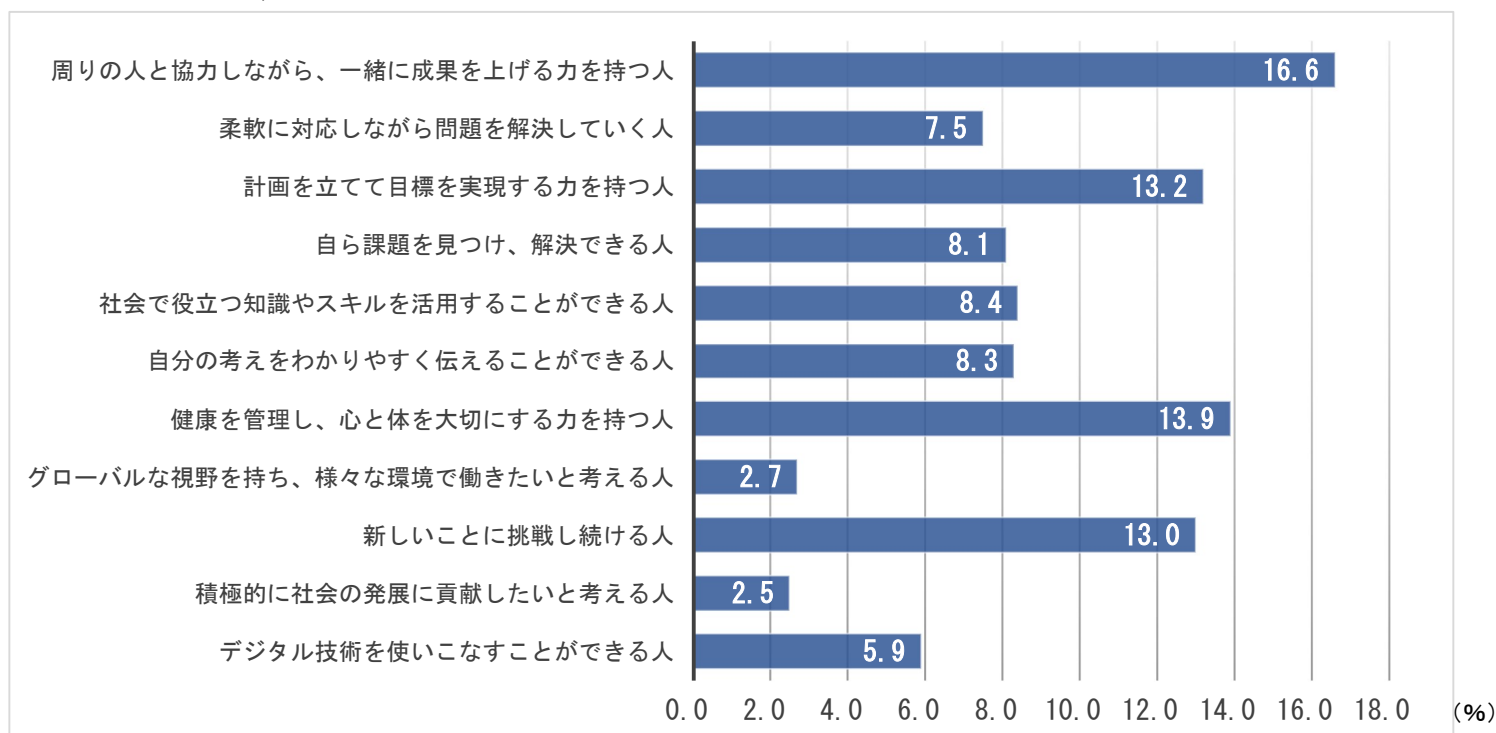
(6) 調査結果

ア 質問事項1「10年後、どのような人になりたいですか」(3つ選択)

- (ア) 周りの人と協力しながら、一緒に成果を上げる力を持つ人
- (イ) 柔軟に対応しながら問題を解決していく人
- (ウ) 計画を立てて目標を実現する力を持つ人
- (エ) 自ら課題を見つけ、解決できる人
- (オ) 社会で役立つ知識やスキルを活用することができる人
- (カ) 自分の考えをわかりやすく伝えることができる人
- (キ) 健康を管理し、心と体を大切にできる力を持つ人
- (ク) グローバルな視野を持ち、様々な環境で働きたいと考える人
- (ケ) 新しいことに挑戦し続ける人
- (コ) 積極的に社会の発展に貢献したいと考える人
- (サ) デジタル技術を使いこなすことができる人

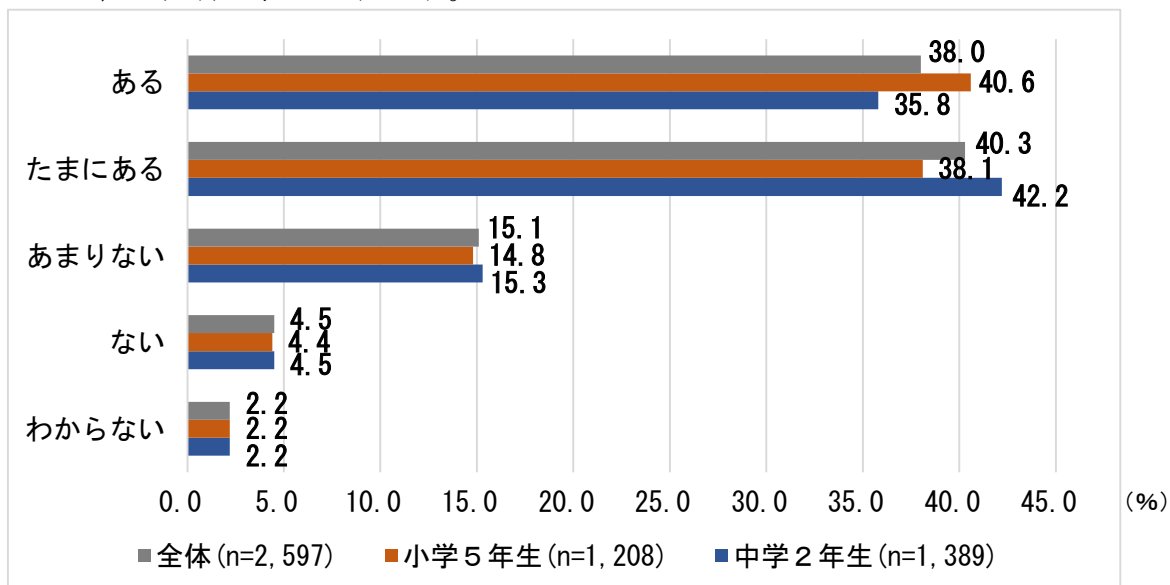
「周りの人と協力しながら、一緒に成果を上げる力を持つ人 (1,295 件) (16.6%)」になりたいと考える児童・生徒の割合が最も多く、次いで「健康を管理し、心と体を大切にできる力を持つ人 (1,082 件) (13.9%)」、「計画を立てて目標を実現する力を持つ人 (1,028 件) (13.2%)」と続いています。

(n=7,791) ※1人3つ選択



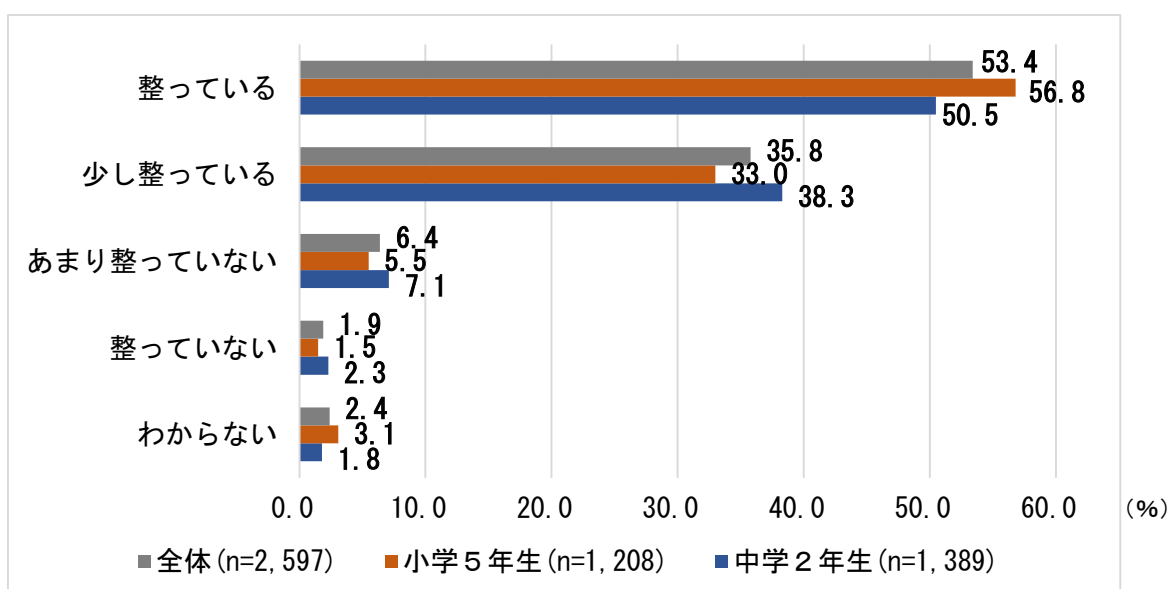
イ 質問事項2「学校生活で先生と話す時間はありますか」

学校生活で先生と話す時間が「ある・たまにある」を選択した児童・生徒の割合は、78.3%です。



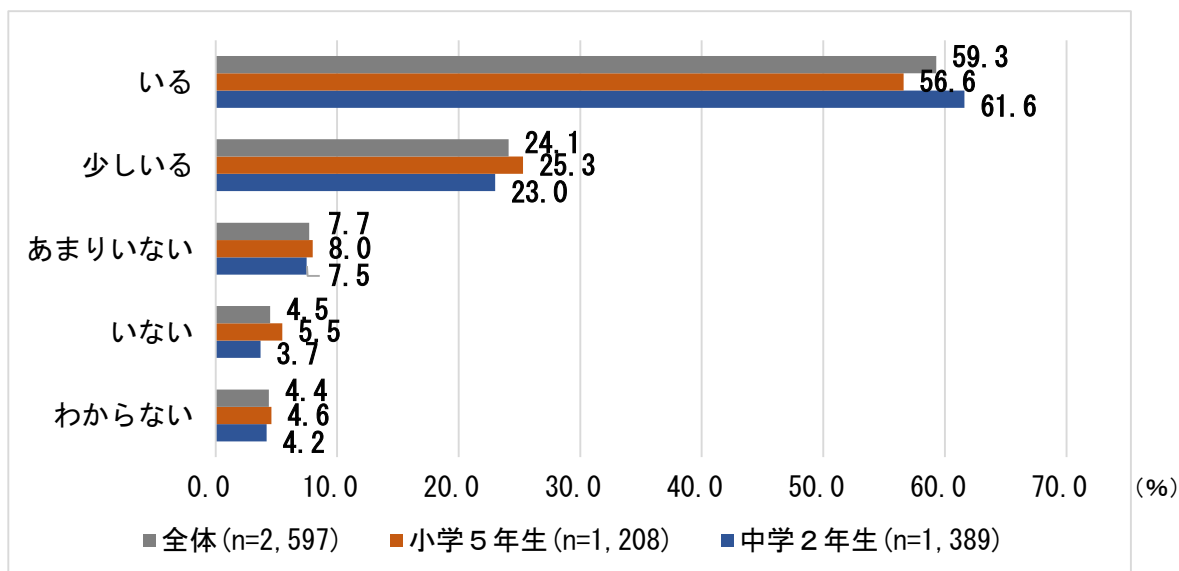
ウ 質問事項3「授業を受けるための学校の設備は整っていますか」

授業を受けるための学校の設備は「整っている・少し整っている」を選択した児童・生徒の割合は、89.2%です。



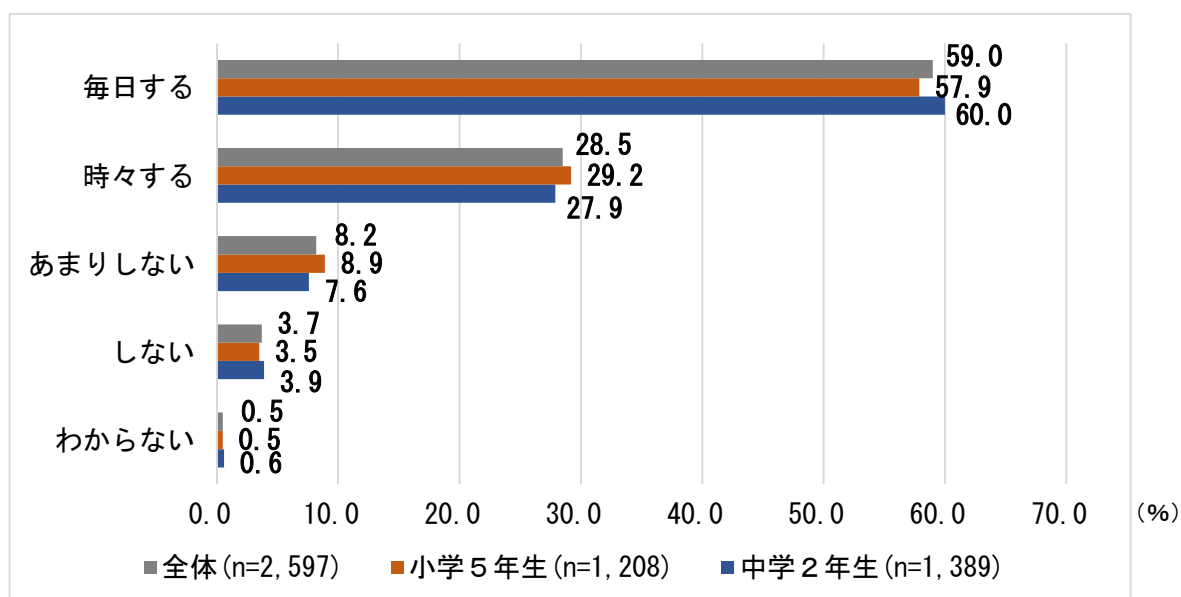
エ 質問事項4「いやなことや不安なことがあったとき、相談できる人がいますか」

いやなことや不安なことがあったとき、相談できる人が「いる・少しいる」を選択した児童・生徒の割合は、83.4%です。



オ 質問事項5「おうちの人とお話ししますか」

おうちの人とお話しを「毎日する・時々する」を選択した児童・生徒の割合は、87.5%です。



3 検討組織

(1) 厚木市教育振興基本計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号。以下「条例」という。）に基づき設置された厚木市教育振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 厚木市教育振興基本計画に関すること。
- (2) 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関すること。

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 関係団体の代表
- (3) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内において教育委員会が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長等)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員（議案に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 条例第3条第1項の規定により設置する部会は、会長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する。

3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

5 前条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取等)

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第10条 委員（臨時委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、教育振興基本計画主管課で処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(2) 厚木市教育振興基本計画審議会計画策定部会委員名簿

No.	役職	氏名	選出区分	所属等
1	部会長	飛鳥井 光治	学識経験者	厚木市社会教育委員会議長
2	職務代理	亀井 敏昭	学識経験者	元厚木市立中学校長
3	委員	紺野 綾乃	公募による市民	
4	委員	押切 晴美	関係団体の代表	厚木市立依知小学校長
5	委員	佐藤 弘幸	関係団体の代表	厚木市立厚木中学校長
6	委員	三橋 徳行	関係団体の代表	厚木市スポーツ推進委員連絡協議会会長
7	委員	小沢 一仁	学識経験者	東京工芸大学准教授
8	委員	中村 明子	学識経験者	元厚木市立小学校長
9	委員	野村 和彦	学識経験者	東日本電信電話株式会社 神奈川支店 第一ビジネスイノベーション部
10	委員	二見 総一郎	学識経験者	湘北短期大学専任講師
11	委員	猿子 修司	学識経験者	厚木市立小中学校PTA連絡協議会顧問

敬称略・順不同

(3) 厚木市教育振興基本計画庁内推進委員会規程

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に基づき、厚木市における教育振興のための計画の策定及び推進を図るため、「厚木市教育振興基本計画庁内推進委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 厚木市教育振興基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他計画の推進について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見等を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会に関する庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

別表（第3条関係）

厚木市教育振興基本計画庁内推進委員会委員

No.	役職	職名
1	委員長	教育部長
2	副委員長	教育指導担当部長
3	委員	企画政策課長
4	委員	こども育成課長
5	委員	市民協働推進課長
6	委員	生涯学習課長
7	委員	中央図書館長
8	委員	スポーツ魅力創造課長
9	委員	文化魅力創造課長
10	委員	教育総務課長
11	委員	学務課長
12	委員	学校施設課長
13	委員	学校施設整備担当課長
14	委員	学校給食課長
15	委員	教育指導課長
16	委員	教職員課長
17	委員	教育研究所長
18	委員	青少年教育相談センター所長

4 策定の経過

(1) 厚木市教育振興基本計画審議会計画策定部会

会議	開催日	内容
第1回	令和7（2025）年 2月18日	(1) 諮問 (2) 第3次厚木市教育振興基本計画策定方針について (3) 厚木市の教育を取り巻く現状に係る基礎資料について (4) 第2次厚木市教育振興基本計画及び第3次厚木市教育振興基本計画に含める新たな視点の現状と課題について (5) 第3次厚木市教育振興基本計画策定の進め方について (6) 今後のスケジュールについて
第2回	3月13日	(1) 第3次厚木市教育振興基本計画策定に係る児童・生徒のアンケート調査結果について (2) 第3次厚木市教育振興基本計画の構成（案）について (3) 第3次厚木市教育振興基本計画の基本理念等の考え方について
第3回	4月24日	(1) 第3次厚木市教育振興基本計画の基本理念及び基本目標の考え方について (2) 第3次厚木市教育振興基本計画の基本方針等の考え方について (3) 第3次厚木市教育振興基本計画策定に当たり考慮すべき教育DXと生成AIの影響について (4) 厚木市教育大綱の改定方針について
第4回	7月11日	(1) 第3次厚木市教育振興基本計画の基本理念及び基本目標について (2) 第3次厚木市教育振興基本計画の基本方針及び施策の考え方について (3) 第3次厚木市教育振興基本計画の計画を支える取組について (4) 第3次厚木市教育振興基本計画・厚木市教育大綱策定に係る意見交換会の実施について
第5回	8月20日	(1) 第3次厚木市教育振興基本計画・厚木市教育大綱策定に係る意見交換会の実施結果について (2) 第3次厚木市教育振興基本計画（案）について
第6回	9月30日	(1) 第3次厚木市教育振興基本計画について (2) 答申

(2) 厚木市教育振興基本計画庁内推進委員会

会議	開催日	内容
第1回	令和6（2024）年 8月26日	（仮称）第3次厚木市教育振興基本計画の策定に係る検討について
第2回	10月2日	第3次厚木市教育振興基本計画策定方針（案）について
第3回	11月19日	(1) 第3次厚木市教育振興基本計画策定方針について (2) 第2次厚木市教育振興基本計画の現状と課題について (3) 第3次厚木市教育振興基本計画の基本理念等の設定について (4) 第3次厚木市教育振興基本計画策定に係るアンケート調査について
第4回	12月26日	(1) 第3次厚木市教育振興基本計画に含める新たな視点の現状と課題について (2) 第3次厚木市教育振興基本計画の基本理念等の設定について (3) 教育を取り巻く現状や課題等に係る基礎資料の整理について
第5回	令和7（2025）年 3月25日	(1) 第3次厚木市教育振興基本計画策定に係る児童・生徒のアンケート調査結果について (2) 第3次厚木市教育振興基本計画の構成（案）について (3) 第3次厚木市教育振興基本計画の基本理念及び基本目標の考え方について (4) 第3次厚木市教育振興基本計画の基本理念等の考え方について (5) 厚木市教育大綱の改定方針について
第6回	7月31日	(1) 第3次厚木市教育振興基本計画骨子案について (2) 第3次厚木市教育振興基本計画・厚木市教育大綱策定に係る意見交換会について
第7回	10月14日	(1) 第3次厚木市教育振興基本計画・厚木市教育大綱策定に係る意見交換会の実施結果について (2) 第3次厚木市教育振興基本計画（案）について (3) 第3次厚木市教育振興基本計画・厚木市教育大綱策定に係るパブリックコメントの実施について

(3) 市民参加手続等

No.	開催日	内容
1	令和7（2025）年 2月6日～28日	児童（小5）・生徒（中2）アンケート調査
2	令和7年8月6日	意見交換会
3	令和7年12月1日～ 令和8（2026）年 1月5日	パブリックコメント

5 用語説明

■あ行

語句	意味
I R T (項目反応理論)	Item Response Theory の略。一人一人の問題の正誤状況を活用し、調査に取り組んだ人の学力を測定する方法。IRT スコアは、IRT に基づいて各設問の正誤パターンから学力を推定し、500 を基準にした得点を表すもの。平均 IRT スコアは、算出された各生徒のスコアを足し合わせて平均をとったもの
I C T (情報通信技術)	Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称
厚木市教育振興基本計画	教育基本法に基づき、基本理念「未来を担う人づくり」の下、市の教育が目指すべき目標と取組を定めた計画 第1次計画 平成 21 (2009) 年度～令和 2 (2020) 年度 第2次計画 令和 3 (2021) 年度～令和 14 (2032) 年度
厚木市教育大綱	国の教育振興基本計画を参酌し、学校教育、社会教育といった教育委員会が所管する教育分野のみならず、子育て、文化振興、生涯学習といった市長の事務部局の事務にも幅広く関連し、市が目指す教育のあるべき姿を市長が教育委員会と協議し定めたもの
生きる力	文部科学省が提唱している学校教育で児童・生徒に身に付けさせたい力の総称。変化の激しいこれからの社会を生きるために大切とされる、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の「知・徳・体」のバランスのとれた力のこと。基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力、自らを律しつつ、他者とともに協調し、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などを指す。
インクルーシブ教育	共生社会の実現に向け、障がいの有無や国籍、人種などにかかわらず、全てのこどもが同じ場で共に学び、共に支え合いながら成長するための教育

語句	意味
インターネット接続率	インターネット接続（100Mbps 以上）を整備している学校の総数を、学校の総数から携帯電話回線（LTE 回線等）を用いて主として教育用に使用している学校を除いた数で除して算出した値
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念
A I （人工知能）	Artificial Intelligence の略。コンピュータにより学習・推論・判断などの人間の知的機能を模倣・実現する技術
S D G s （持続可能な開発目標）	Sustainable Development Goals の略。平成 27(2015)年の国連サミットで、誰一人取り残さない世界の実現を目指して採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」における国際目標。令和 12(2030)年までに持続可能でより良い世界を目指すための 17 の目標と 169 のターゲットからなる。
大型提示装置	プロジェクタ、デジタルテレビ、電子黒板のこと。

■か行

語句	意味
架け橋プログラム	幼稚園・保育所から小学校へのスムーズな移行（接続）を支援するための教育プログラム
学校基本調査	文部科学省が毎年 5 月 1 日を基準日として実施する、幼稚園から大学、専修学校、各種学校までを対象とした統計調査
学校教育	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校において行われる教育
家庭教育	家庭内で行われる教育的行為。保護者がこどもに基本的な生活習慣や豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナーなど、生きていく上で必要なことを身に付けさせること。

語句	意味
かながわ教育ビジョン	平成 19（2007）年に策定した神奈川県教育の総合的な指針。おおむね 20 年間を見据えて、基本理念、人づくりの視点、施策展開の方向性などを示している。平成 29（2017）年と令和元（2019）年に一部改定している。
G I G A スクール構想	Global and Innovation Gateway for All の略。児童・生徒 1 人 1 台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想
教育基本法	日本の教育と教育制度全体を通じる基本理念と基本原理を宣明することを目的として制定された法律
教育 D X （デジタル・トランスフォーメーション）	教育デジタル・トランスフォーメーションの略。教育において最新のデジタルテクノロジーを活用し、教育の手法や教職員の業務を変革させること。
教員の校務用 P C 整備率	校務用コンピュータの総数を教員の総数で除して算出した値
コミュニティ・スクール	地域の方や保護者、教員等で構成し、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する機関である「学校運営協議会」を設置した学校
こども大綱	令和 5（2023）年に施行された「こども基本法」に基づき、こどもの権利を保障し、全てのこども・若者が心身ともに健やかに成長できる「こどもまんなか社会」の実現を目指す、国全体のこども政策の基本的な方針を定めたもの
こども・若者みらい計画	令和 7（2025）年度を始期とする、全てのこどもが心身ともに健やかに成長し、自分らしく生きられる「こどもまんなか社会」の実現を目指す本市の計画
子ども読書活動推進計画	こどもが読書に親しみ、生涯にわたって読書活動を推進するための本市の計画

■ さ行

語句	意味
社会教育	学校教育法に基づく学校の教育課程として行われる教育活動を除き、図書館、博物館、公民館などにおいて、主として青少年と成人に対して行われる教育活動
少人数学級	国の学級編成基準に基づき、1 学級当たりの児童・生徒数を少なく編制する学級
生涯学習	人々が人生のいつでも自らの意思で学習の機会を選び、生涯にわたって学び続ける活動のこと。
生涯学習推進計画	人生 100 年時代に、こどもから高齢者まで誰もが学び続け、その学びを地域や社会でいかせる環境を整備することを目的とした本市の計画
情報モラル教育	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を身に付けさせるための教育
スタートカリキュラム	幼稚園や保育所での「遊びや生活を通しての学びと育ち」を基礎に、小学 1 年生が新しい学校生活に適應していけるよう編成した指導計画
スポーツ推進計画	市民が、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでもスポーツに親しみ、スポーツを通じて人々の心のふれあいを推進することを目指し、基本理念や基本目標、スポーツ施策の具体的な方向性を示した本市の計画
全国体力・運動能力、運動習慣等調査	こどもの体力向上にいかすため、スポーツ庁が平成 20（2008）年度から、全国の小学 5 年生と中学 2 年生を対象に実施するスポーツテスト
全国学力・学習状況調査	義務教育に関する現状の把握・改善のため、文部科学省が平成 19（2007）年から、全国の小学 6 年生と中学 3 年生を対象に毎年 4 月に実施する学力と学習状況の調査

■ た行

語句	意味
体力合計点	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における握力や上体起こしなど 8 種目の合計得点

語句	意味
第4期教育振興基本計画	教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府として策定する計画。令和5（2023）年6月に閣議決定された第4期教育振興基本計画は、令和5（2023）年度～令和9（2027）年度を計画期間とする。
第11次厚木市総合計画	長期的な展望の下、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための本市の指針となるもの。長期ビジョン（基本構想）は令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間、アクションプランは5年間を計画期間とする。
確かな学力	知識や技能に加えて、学ぶ意欲や、自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、より良く問題解決する資質・能力などまでを含めた力
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	地方公共団体における教育行政の組織体制や運営に関する基本事項を定める法律
超スマート社会（Society5.0）	狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会。国の第5期科学技術基本計画において、「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」として提唱された。
適正規模・適正配置	学校教育の質を向上させ、より良い教育環境を実現するために、学校の規模（児童・生徒数、学級数）と配置（通学距離、時間）について、地域の実情に合わせて最適なバランスを検討・実現すること。
統合型校務支援システム	教務系（成績処理、出欠席管理、授業時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのこと。
統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システムを整備している学校の総数を学校の総数で除して算出した値

■は行

語句	意味
文化芸術振興計画	文化芸術の振興を図るための計画であり、市民が文化芸術に触れる機会を増やし、文化的なまちづくりを進めるための目標や方針を示した本市の計画
P D C A サイクル	事業活動において、管理業務を計画通りスムーズに進めるためのマネジメントサイクルの一つ。サイクルを構成する Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4段階の頭文字をつなげたもの

■や行

語句	意味
幼保小連携	幼稚園・保育所と小学校が連携し、こどもの発達の連続性を保障するため、幼児教育と小学校教育を円滑に接続・支援する取組
予防保全工事	建物や設備の劣化・故障が発生する前に、問題を未然に防ぐために行う改修等の工事

■ら行

語句	意味
ライフステージ	年齢に伴って変化する生活段階。就学、就職、結婚、出産、子育て、リタイアなどのライフイベントを経過しながら、それぞれのステージで家族構成や家計などの変化を想定した人生設計が提唱されている。
リカレント教育	学校教育を修了した後、社会人が再び学校等で受ける教育のこと（recurrent：循環）。職業から離れて行われるものか、職業に就きながら行われるものかを問わず、職業に必要とされるスキルを身に付けるためのリスキリングや、職業とは直接的には結び付かない技術や教養等に関する学び直しを含む概念として用いられている。

あつぎ未来共創フェローの設置及び委嘱について

政策の総合的な推進、業務のデジタル化、行政や教育行政のデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）の推進等に関する取組について支援及び助言を受けるため、DX等における専門的知識を有するとともに様々な自治体の政策支援経験のある陳内 裕樹氏及び小出 泰久氏をあつぎ未来共創フェローに委嘱します。

1 委嘱者

- (1) あつぎ未来共創フェロー（総合政策）陳内 裕樹（じんない ひろき）氏
- (2) あつぎ未来共創フェロー（教育DX）小出 泰久（こいで やすひさ）氏

2 略歴

(1) 陳内 裕樹氏



東京都立大学 客員教授
内閣府クールジャパンプロデューサー
コミュニティデザイナー

大手旅行会社で市場開発、コンテンツ開発業務を歴任。その後、内閣府クールジャパンプロデューサーとして、中央省庁や地方公共団体などのデジタル変革を通じた地方創生、デジタル田園都市国家構想の推進を支援している。東北芸術工科大学客員教授、富山県立大学客員教授、日本薬科大学特別招聘教授、早稲田大学招聘研究員、総務省DX アドバイザーなどの多様な役割を持ちながら、地方創生の研究者として多くの自治体首長の政策参与・アドバイザーを務める。

(2) 小出 泰久氏



大阪教育大学 教授（客員）
愛知教育大学 教授（客員）

日系企業数社で、システムエンジニアやコンサルティング業務に従事。その後、複数の外資系大手IT企業で10年以上にわたって教育業界に携わる。教育DX、子どもたちが将来働きたくなるような日本であるための日本社会全体のDXをライフワークに、経団連イノベーション委員会エドテック戦略検討会委員のほか、日本教育工学協会、一般社団法人日本教育情報化振興会、公益財団法人学習情報研究センターなど複数の理事を務める。

3 委嘱理由

本市が進める未来共創、D X及び教育D Xについては、総合計画に基づく政策構想から、庁内外の様々な主体と連携した実装・運用までを一体的に進める必要があります。

陳内 裕樹氏については、行政、民間、教育分野に関する知見を有し、デジタル技術やD Xを政策目的と結び付けて整理する視点から、総合計画の推進や様々な主体との協働に関する助言が期待できる人材です。

小出 泰久氏については、デジタル技術や教育D Xを行政運営や教育現場に具体的に落とし込み、実装・改善を進める観点からの助言が可能であり、現場レベルでの取り組みを支援できる人材です。

両氏を未来共創フェローとして招へいすることにより、構想・政策設計段階と実装・運用段階を補完的に支援する体制を構築し、D X及び教育D Xを実効性のある施策として推進することができると判断したため、委嘱するものです。

4 委嘱内容

総合的な政策推進や教育D X推進に係る情報提供や助言等

5 委嘱期間

令和8年3月23日～令和11年3月31日

6 委嘱式

- (1) 日 時 令和8年3月23日（月） 午後1時10分～
- (2) 場 所 市役所本庁舎4階 秘書課・第二応接室
- (3) 出席者 陳内 裕樹氏
- ※ 小出氏については、所用のため欠席

7 管理職を対象としたD X研修会

委嘱式終了後、課長職及び課長代理職を対象に、陳内氏を講師としてD X研修を実施

- (1) 日時 令和8年3月23日（月） 午後1時30分～
(委嘱式終了後1時間程度)
- (2) 場所 市役所本庁舎4階 大会議室
- (3) 講師 陳内 裕樹氏
- (4) 対象 課長職、課長代理職

工事請負契約の締結について

番 号	1
契 約 の 目 的 (工 事 名)	厚木第二小学校給食調理場長寿命化（機能回復）改修（空調）工事
工 事 場 所	厚木市旭町5丁目38番1号
契 約 の 相 手 方 (請 負 人)	厚木市森の里紅葉台4-1 (有) 大貫設備 代表取締役 大貫 雅史 様
契 約 金 額	121,000,000 円
契 約 日	令和8年2月20日
履 行 期 限	令和9年1月15日

番 号	2
契 約 の 目 的 (工 事 名)	環境センター不燃物処理・資源化施設解体工事
工 事 場 所	厚木市金田1641番地1
契 約 の 相 手 方 (請 負 人)	東京都立川市柴崎町3-13-19 (株) エコワス 代表取締役 森屋 光石 様
契 約 金 額	104,500,000 円
契 約 日	令和8年3月5日
履 行 期 限	令和9年1月29日

番 号	3
契 約 の 目 的 (工 事 名)	令和7年度公共下水道恩曾川左岸第6排水区幹線工事2工区(継続)
工 事 場 所	厚木市恩名2丁目及び3丁目地内
契 約 の 相 手 方 (請 負 人)	横浜市西区北幸1-11-5 青木あすなろ・滝美園共同企業体 構成員代表者 青木あすなろ建設(株) 横浜支店 支店長 佐口 光一 様
契 約 金 額	982,399,000 円
契 約 日	令和8年3月6日
履 行 期 限	令和10年1月28日

番号：1

1 契約の目的（工事名）

厚木第二小学校給食調理場長寿命化（機能回復）改修（空調）工事

2 工事概要

(1) 空調設備工事

ア 冷暖房設備工事

イ 換気設備工事

ウ 都市ガス設備工事

(2) 衛生設備工事

ア 衛生設備工事

イ 給水設備工事

ウ 給湯設備工事

エ 排水設備工事

オ 都市ガス設備工事

3 契約方法

条件付一般競争入札

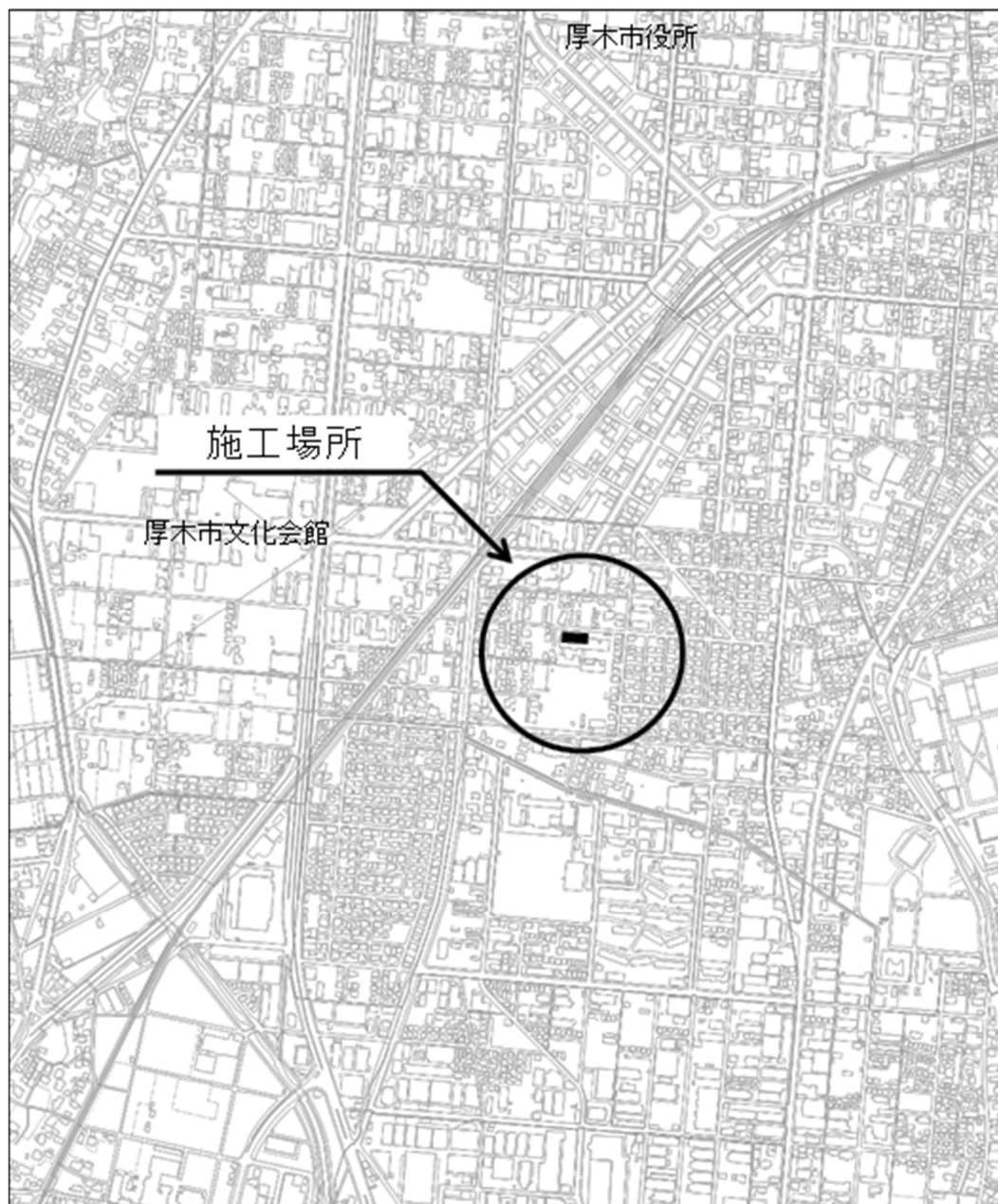
4 開札結果（開札日：令和8年2月6日）

番号	業 者 名	入札価格（単位：円）		備 考
		第 1 回 目	第 2 回 目	
1	（有）大貫設備	115,810,000	110,000,000	落 札 121,000,000
2	（株）新日本工業	121,500,000	112,000,000	
3	（株）第三設備	122,000,000	辞退	

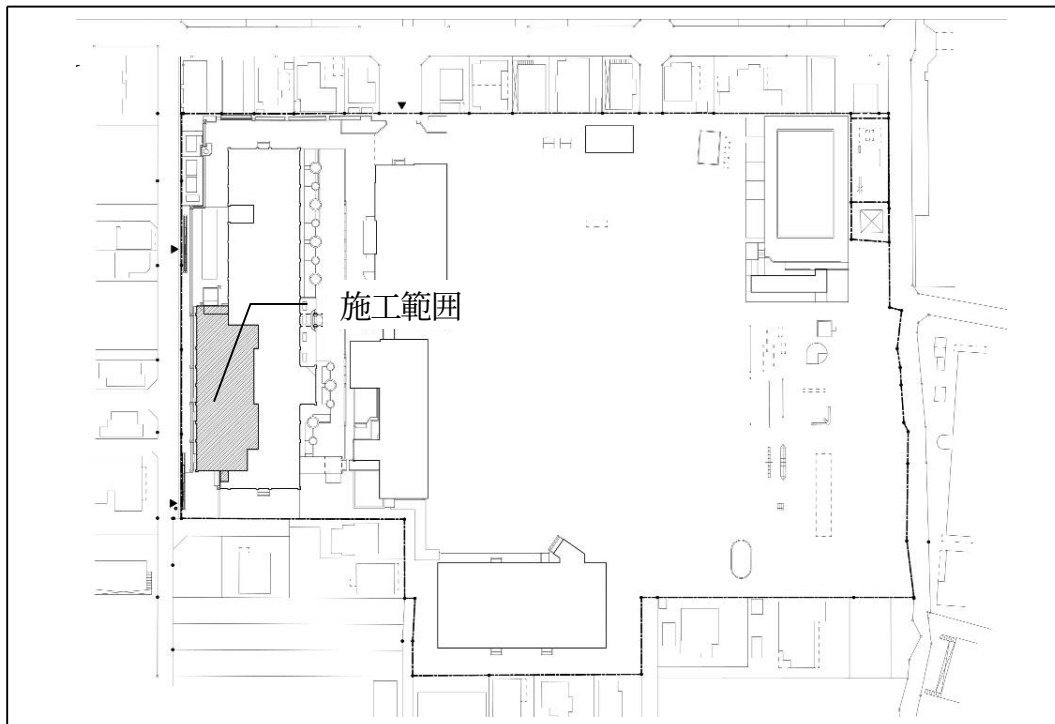
※ 予定価格（消費税抜き）は、115,800,000円。最低制限価格（消費税抜き）は、109,900,000円。落札価格（121,000,000円）は、入札価格（110,000,000円）に消費税額（11,000,000円）を加算した金額です。

厚木第二小学校給食調理場長寿命化（機能回復）改修（空調）工事

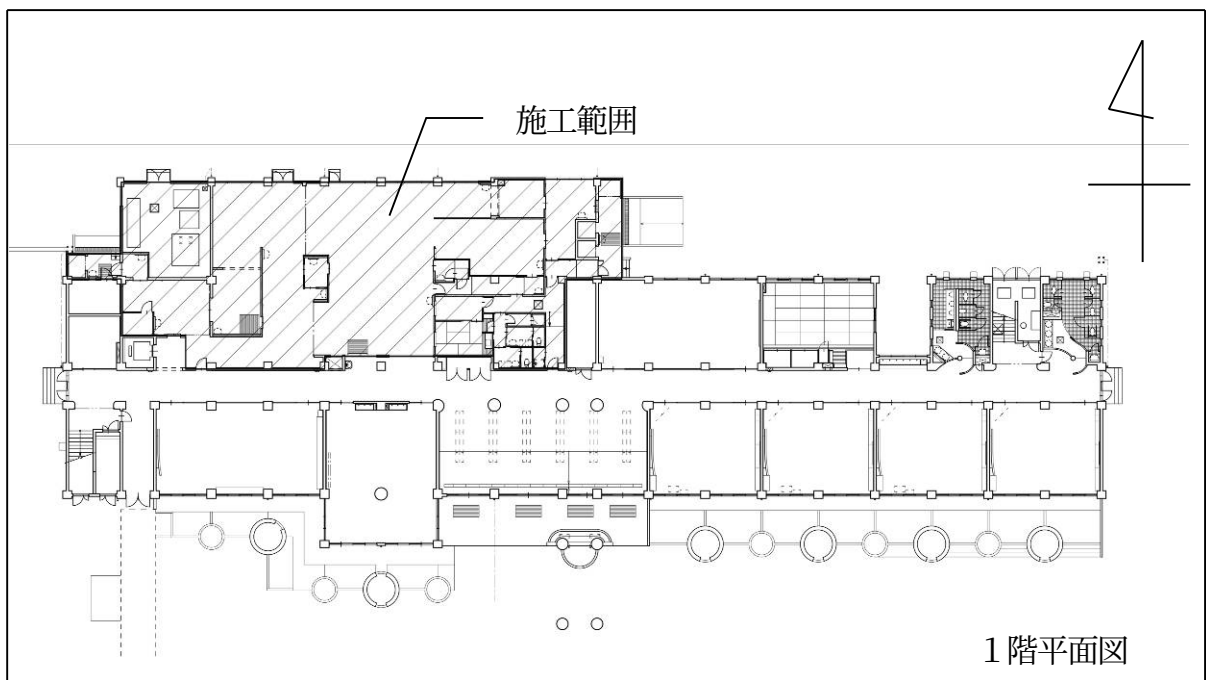
位置図



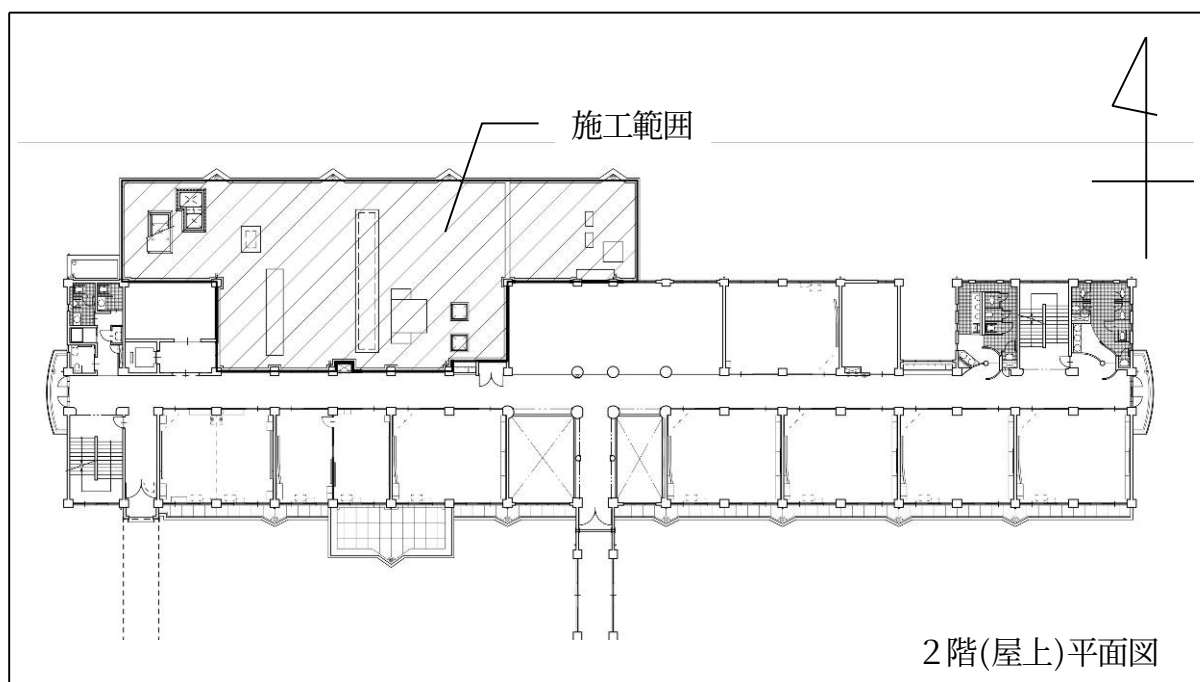
配置図



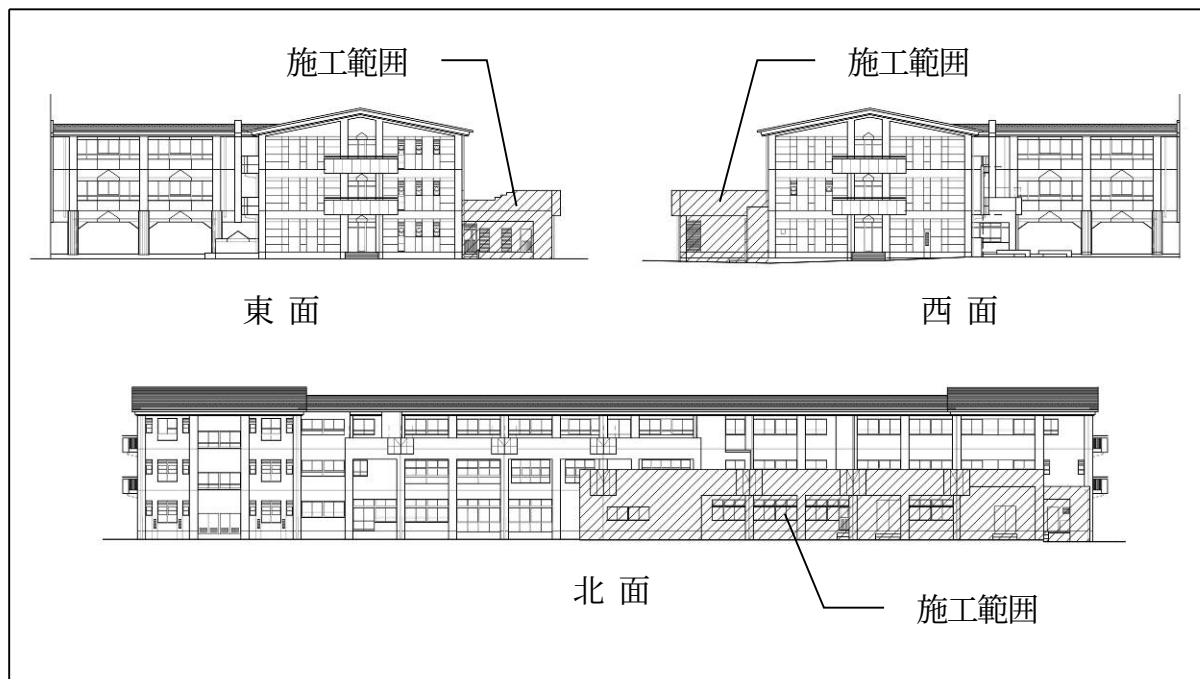
平面図



平面図



立面図



番号：2

- 1 契約の目的（工事名）
環境センター不燃物処理・資源化施設解体工事

2 工事概要

(1) 建物概要

ア 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
イ 階数 平屋建て
ウ 延べ面積 440.17m²

(2) 工事概要

ア 不燃物処理・資源化施設解体 一式
イ ダイオキシン類除去 一式
ウ プラント機器撤去 一式
エ 電気・機械設備撤去 一式
オ インフラ切回し改修 一式

3 契約方法

条件付一般競争入札

4 開札結果（開札日：令和8年2月19日）

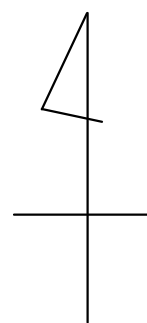
番号	業 者 名	入札価格（単位：円）		備 考
		第 1 回 目	第 2 回 目	
1	（株）金沢工業	85,490,500		最低制限価格未満
2	（株）エコワス	95,000,000		落 札 104,500,000
3	（株）大村建材	96,420,000		
4	福山産業（株）	102,617,268		
5	（株）エイワ産業	120,913,990		
6	建友商工（株）	124,000,000		
7	（株）小島組	136,630,000		
8	（株）滝美園	144,000,000		
9	東翔工業（有）	156,000,000		
10	（株）前田産業	164,000,000		
11	愛甲建設（株）	辞退		
12	門倉工業（株）	辞退		
13	（株）伊達建設	辞退		

14	(株) 田中工務店	辞退		
15	近藤建設(株)	辞退		
16	大伸建設(株)	辞退		
17	鈴和工業(株)	辞退		
18	(株) R's L	辞退		
19	(株) 田中建設工業	辞退		

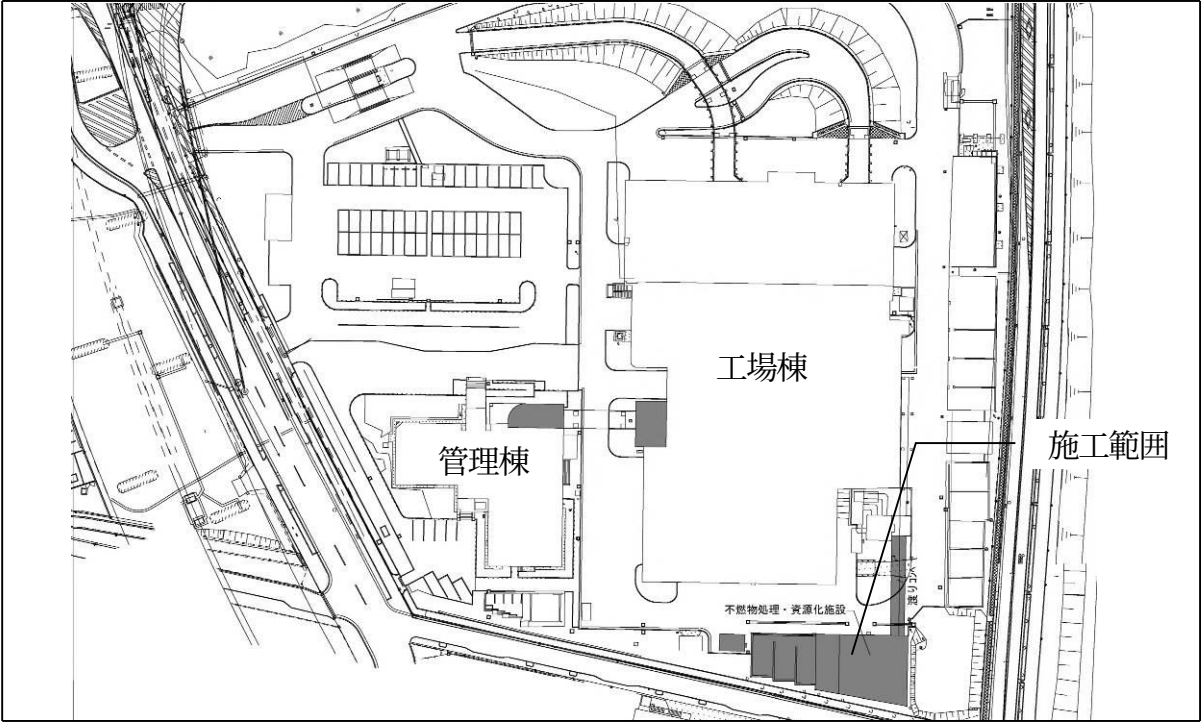
※ 予定価格(消費税抜き)は、97,180,000円。最低制限価格(消費税抜き)は、92,321,000円。落札価格(104,500,000円)は、入札価格(95,000,000円)に消費税額(9,500,000円)を加算した金額です。

環境センター不燃物処理・資源化施設解体工事

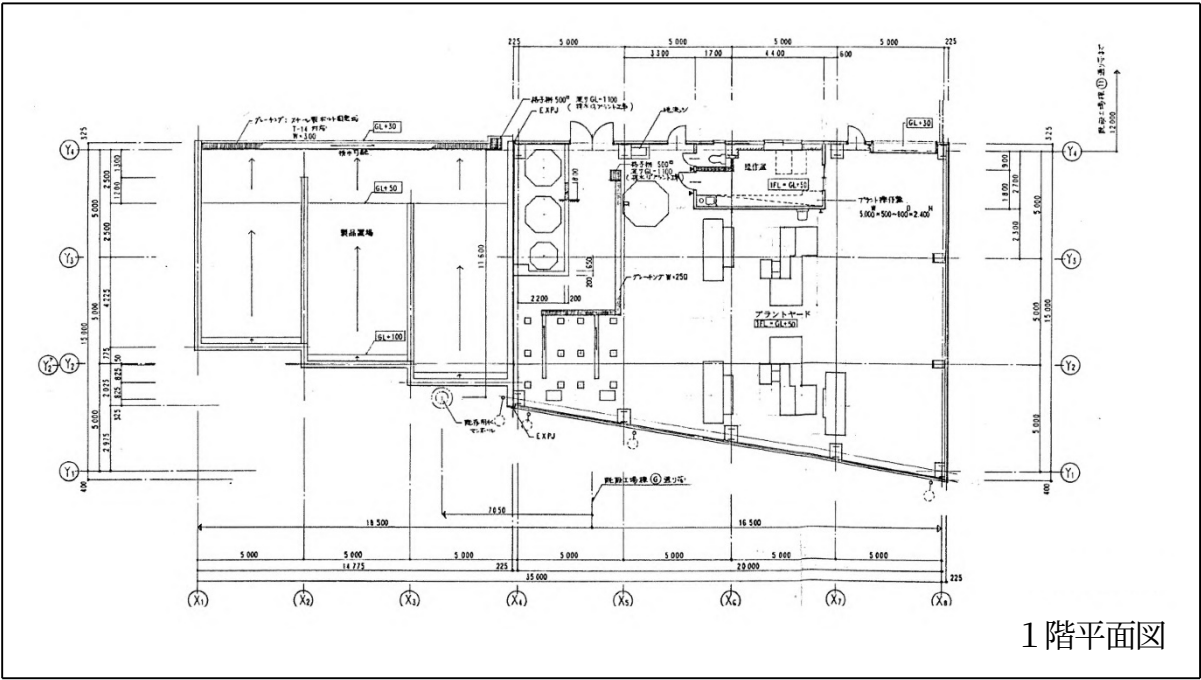
位置図



配置図

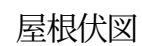


平面図

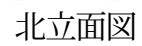


1階平面図

平面图



立面图



西立面图

番号：3

1 契約の目的（工事名）

令和7年度公共下水道恩曾川左岸第6排水区幹線工事2工区（継続）

2 工事概要

工事延長

L=493.37m

(1) 管きょ工（Φ1650）

L=493.37m

推進工法（泥濃式）

L=493.37m

(2) 立坑工

N=1箇所

(3) 現場打特殊マンホール工

N=1箇所

(4) 地盤改良工

N=2箇所

(5) 付帯工

N=一式

(6) 仮設工

N=一式

3 契約方法

条件付一般競争入札

4 開札結果（開札日：令和8年2月24日）

別紙のとおり

令和7年度公共下水道恩曾川第6排水区幹線工事2工区（継続）

位置図



総合評価方式・特別簡易型

開札日：令和8年2月24日

		企業の技術的能力 (9.5点)						配置予定技術者の技術的能力 (8点)			企業の社会性・信頼性 (12点)												加算点 合計 (29.5点 満点)	技術 評価点 (a)	入札価格 (円) (b)	評価値 $a \div b \times 1,000,000$	摘要		
	業者名	過去10年間の同種工事の施工実績 (1点)	対象期間における同種工事成績評定点の平均点 (4点)	過去5年間の厚木市優良建設工事等表彰の受賞実績 (2.5点)	過去5年間の国又は厚木市以外の地方公共団体の工事における表彰の受賞実績 (1点)	65点未満の工事成績評定点の有無 (0点)	ISO9001の認証取得 (1点)	過去10年間の同種工事の施工経験 (2点)	配置予定技術者の同種工事における工事成績評定点の平均点 (4点)	継続学習 (CPD) 制度の取組状況 (証明の有無) (1点)	取得資格 (1点)	災害時等の地域貢献 (災害協定等) (1点)	建設機械の保有の有無 (1点)	建設業労働災害防止協会への加入状況 (1点)	建設キャリアアップシステム (CCUS) への取組状況 (1点)	ISO14001又はエコアクション21、エコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの認証取得 (1点)	電気自動車又はプラグインハイブリッド車の保有の有無 (1点)	労働者 (30歳未満) の雇用の有無 (1点)	女性技術者の雇用の有無 (1点)	障がい者の雇用状況 (1点)	本店所在地が厚木市内 (1点)	自社及び市内企業 (下請) の施工率 (2点)							
1	青木あすなろ・滝美園共同企業体	1	2.5	1.3	1	0	1	2	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0		18.8	118.8	893,090,000	0.1330	落札 982,399,000	
2	日特・塩川特別共同企業体	0.5	0.9	0.5	1	0	1	0	0	0	1	0.5	1	1	1	0	1	1	0.5	0	0	0		10.9	110.9	898,000,000	0.1235		

※ 「総合評価方式・特別簡易型」により落札者を決定しています。

「総合評価方式・特別簡易型」とは、入札参加申込者や配置予定技術者の同種工事の施工実績などの評価項目と入札価格を総合的に評価する方式で、技術評価点（加算点と標準点（100点）の合計）を入札価格で除し、1,000,000を乗じて得た値（小数点第五位を四捨五入）である評価値の最も高い者を落札者とするものです。

予定価格（消費税抜き）は、952,510,000円。調査基準価格（消費税抜き）は、893,090,000円。失格基準価格（消費税抜き）は、875,228,200円。落札価格（982,399,000円）は、入札価格(893,090,000円)に消費税額(89,309,000円)を加算した金額です。

※ 総合評価方式で実施する工事については、低入札価格調査制度を導入しています。低入札価格調査制度とは、評価値の最も高い事業者の入札額が失格基準価格以上調査基準価格未満であった場合に、その入札をした事業者について積算根拠などから適正な工事の施工が可能か否か調査し落札者を決定する制度で、低入札価格調査委員会において実施しています。

衣料品等のリユース及びリサイクルの推進に関する協定の締結について



R-LOOP®

1 協定の内容

○協定企業等

ブックオフコーポレーション株式会社

株式会社BPLab

市内5大学

・神奈川工科大学

・松蔭大学

・湘北短期大学

・東京工芸大学

・東京農業大学

(公財) 厚木市スポーツ協会

○協定内容

循環型社会の形成を推進するため、次に掲げる事項について協定を締結し、資源の再利用や再資源化をしやすい環境整備を推進します。

(1) リユースの推進に関すること。

(2) その他循環型社会の推進に資すること。



リユース回収ボックス^{アール ループ}**R-LOOP**を設置することで、**衣類**や**雑貨等**の処分方法の選択肢を増やし、「**捨てない**」という新たなスタイルを導入し、資源をリユースさせます。

2 ^{アール ループ}R-LOOPとは

ブックオフコーポレーション株式会社と株式会社BPLabが共同運営する、市民の皆様が使用して不要になった衣料品・雑貨等を回収する資源循環のための新しい取組です。



リユース対象品目

○衣料品

- ・トップス
- ・ボトムス
- ・コート、ジャケット
- ・ユニフォーム
- ・スポーツウェア 等

○雑貨類

- ・靴
- ・バック
- ・ファッション雑貨、生活雑貨
- ・スポーツ用品
- ・ぬいぐるみ、おもちゃ 等

3 設置予定場所

○市内5大学

- ・神奈川工科大学
- ・東京工芸大学
- ・松蔭大学
- ・東京農業大学
- ・湘北短期大学

○公共施設等

- ・本庁舎
- ・荻野運動公園
- ・南毛利スポーツセンター
- ・猿ヶ島スポーツセンター
- ・ふれあいプラザ
- ・東町スポーツセンター
- ・公民館、中学校 等

計31箇所 設置予定

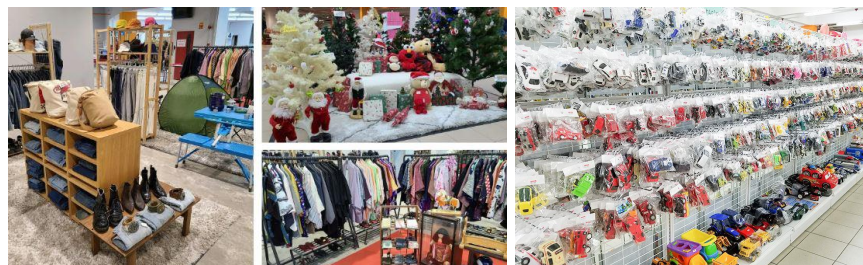


4 リユースの内容

R-LOOPで回収した製品は検品を経て、リユースできるものは海外リユースショップ「Jalan Jalan Japan」で販売しリユースにつなげます。リユースできないものは、ブックオフコーポレーション株式会社のリサイクルパートナーにより再資源化します。

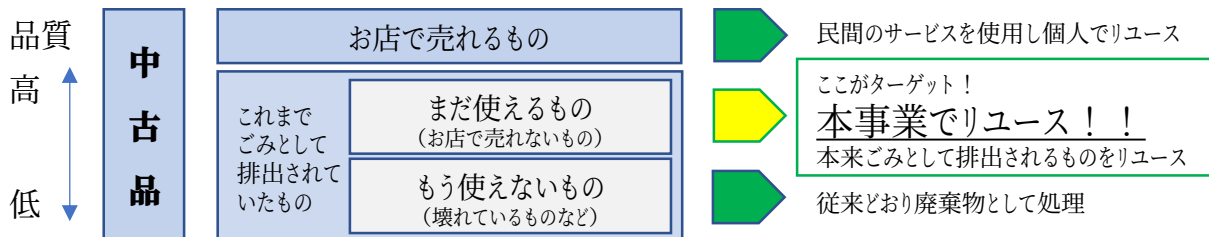


「Jalan Jalan Japan」とは・・・
海外版のブックオフ
海外店舗数 26店舗
・マレーシア 19店舗
・カザフスタン 7店舗
(2025年11月現在)



5 設置によるメリット

通常であれば、雑貨類に関しては、約9割がもえるごみとして焼却処理されますが、R-LOOPの利用でリユースされるので、費用をかけずにもえるごみの減量化につながります。



6 協定の締結日

協定締結日

令和8年3月16日

標榜診療科の追加について

1 趣 旨

令和7年4月1日付けで、日本感染症学会感染症専門医1名を内科の常勤医師として採用していますが、今後更なる周知を図るため、令和8年4月1日から新たに**感染症内科**を標榜します。

2 内 容

- (1) 厚木保健福祉事務所長に対して、病院許可（届出）事項変更届の提出をすることとで、標榜診療科が28診療科となります。
- (2) 厚木市病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部改正を行います。

新旧対照表

新	旧
(専門診療科目) 第2条 条例第4条第2項第18号に規定する専門診療科目は、次のとおりとする。 (1) 循環器内科 (2) 消化器・肝臓内科 (3) 呼吸器内科 (4) 腎臓内科 (5) 糖尿病・代謝・内分泌内科 (6) 脳神経内科 (7) 感染症内科 (8) 消化器外科 (9) 呼吸器外科 (10) 乳腺・内分泌外科 (11) 血管外科	(専門診療科目) 第2条 条例第4条第2項第18号に規定する専門診療科目は、次のとおりとする。 (1) 循環器内科 (2) 消化器・肝臓内科 (3) 呼吸器内科 (4) 腎臓内科 (5) 糖尿病・代謝・内分泌内科 (6) 脳神経内科 ← (7) 消化器外科 (8) 呼吸器外科 (9) 乳腺・内分泌外科 (10) 血管外科

3 その他

感染症内科

各診療科と連携し感染防止に取り組んでいます

■ 診療内容・特徴

①現在、常勤医師1名、非常勤医師1名で診療を行っており、第2・4火曜日午前と毎週金曜日午後に来外を行っています。

②一般感染症から特殊感染症まで、幅広く診療しており、不明熱なども含め外来と入院での検査・診断・治療を行っています。また、院内外の感染防止対策に取り組んでいます。

医長
い かんよる
李 広烈

平成23年卒

【専門】
感染症内科一般
性感染症、HIV感染症
日本内科学会認定医・総合内科専門医
日本感染症学会感染症専門医
インフェクションコントロールドクター
臨床研修指導医

- (1) 平成30年から厚木市立病院に非常勤医師として勤務。令和7年4月1日付けで内科の常勤医師として採用（本人が当院勤務を希望）
- (2) 非常勤医師の時から、当院のICT（感染対策（制御）チーム）の一員として活動
- (3) 令和7年11月19日（水）に開催した「厚木市立病院地域医療連携の会」では、「感染症内科のこれから」をテーマに、地域の医療従事者向けに講演

パブリックコメント実施予定一覧

令和8年3月全員協議会報告分

	名称	時期	所管課
1	厚木市新型インフルエンザ等 対策行動計画の改定（案）	令和8年4月1日 ～令和8年5月1日	健康医療課
2	厚木市住みよいまちづくり条 例等の一部改正の骨子	令和8年4月1日 ～令和8年5月8日	都市計画課 開発指導課
3	厚木市耐震改修促進計画（改 定案）	令和8年4月1日 ～令和8年5月1日	建築指導課

※上記一覧は、実施予定です。変更する場合がありますので、御了承願います。